

半 期 報 告 書

株式会社みずほホールディングス

(501085)

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成14年12月26日
【中間会計期間】	第3期中（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほホールディングス
【英訳名】	Mizuho Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 晃伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	東京 03（5224）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部長 畠山 督
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	東京 03（5224）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部長 畠山 督
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目6番10号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成13年度 中間連結会計期間 自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	平成14年度 中間連結会計期間 自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	平成12年度 自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日	平成13年度 自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日
連結経常収益（百万円）	2,773,713	1,809,113	5,756,975	5,182,183
連結経常利益（△は連結経常損失）（百万円）	△391,022	122,232	574,857	△1,349,850
連結中間純利益（△は連結中間純損失）（百万円）	△264,637	39,029	—	—
連結当期純利益（百万円）	—	—	211,260	△976,044
連結純資産額（百万円）	5,301,350	3,715,697	6,254,270	4,731,420
連結総資産額（百万円）	163,736,959	143,047,455	163,455,480	151,312,427
連結ベースの1株当たり純資産額（円）	347,158.69	187,411.97	450,667.56	295,093.14
連結ベースの1株当たり中間純利益（△は連結ベースの1株当たり中間純損失）（円）	△28,753.60	4,139.96	—	—
連結ベースの1株当たり当期純利益（円）	—	—	20,524.13	△108,003.27
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益（円）	—	3,234.08	—	—
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	20,109.99	—
連結自己資本比率 （国際統一基準）（％）	10.53	10.42	11.39	10.56
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	1,151,524	△1,968,482	2,918,798	6,776,438
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△267,101	△2,022,088	△3,362,193	1,530,751
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△242,025	△429,490	△334,763	△697,401
現金及び現金同等物の中間期末残高（百万円）	2,869,251	5,426,647	—	—
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	—	—	2,219,805	9,847,366
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕（人）	55,066 〔18,409〕	50,151 〔20,649〕	53,503 〔17,739〕	49,944 〔19,159〕

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 平成13年度以前の連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
3. 平成13年度以前の連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純損失は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
4. 平成14年度中間連結会計期間から、「連結ベースの1株当たり純資産額」、「連結ベースの1株当たり中間純利益(又は中間純損失)」及び「連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 平成13年度中間連結会計期間の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び平成13年度の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結ベースの1株当たり純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の9の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 当社の最近2中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月	平成13年9月	平成14年9月	平成13年3月	平成14年3月
営業収益（百万円）	110,346	11,470	114,020	123,082
経常利益（百万円）	99,408	346	99,293	100,037
中間（当期）純利益（百万円）	98,294	194	97,764	98,565
資本金（百万円）	2,572,000	2,572,000	2,572,000	2,572,000
発行済株式総数（株）	普通株式 9,205,856.53 優先株式 1,115,411	普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000	普通株式 9,205,856.53 優先株式 1,115,411	普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000
純資産額（百万円）	6,616,288	6,561,595	6,561,407	6,616,479
総資産額（百万円）	7,467,059	7,629,920	7,412,632	7,467,735
1株当たり中間（年間）配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第五回第五種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 —	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 —	普通株式 7,000 第一回第一種優先株式 22,500 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第三種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 7,500 第六回第六種優先株式 42,000 第七回第七種優先株式 11,000 第八回第八種優先株式 8,000 第九回第九種優先株式 17,500 第十回第十種優先株式 5,380	普通株式 3,500 第一回第一種優先株式 22,500 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第三種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 — 第六回第六種優先株式 42,000 第七回第七種優先株式 11,000 第八回第八種優先株式 8,000 第九回第九種優先株式 17,500 第十回第十種優先株式 5,380
			(普通株式 3,500 第一回第一種優先株式 11,250 第二回第二種優先株式 4,100 第三回第三種優先株式 7,000 第四回第四種優先株式 23,800 第五回第五種優先株式 3,750 第六回第六種優先株式 21,000 第七回第七種優先株式 5,500 第八回第八種優先株式 4,000 第九回第九種優先株式 8,750 第十回第十種優先株式 2,690)	(普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — 第五回第五種優先株式 — 第六回第六種優先株式 — 第七回第七種優先株式 — 第八回第八種優先株式 — 第九回第九種優先株式 — 第十回第十種優先株式 —)
自己資本比率（%）	88.60	85.99	88.51	88.60
従業員数（人）	420	290	424	406

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第1期の1株当たり配当額には株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の平成13年3月期中間配当金に代えて、平成12年9月27日時点における各行の株主に対して、当社より交付した株式移転交付金の金額を含んでおります。第1期の1株当たり中間配当額として記載しているものは当該移転交付金の金額です。

2【事業の内容】

当社グループにおきましては、平成14年4月1日に、持株会社である当社の下で、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行を、会社分割及び合併により、個人、国内一般事業法人及び地方公共団体を主要なお客さまとする株式会社みずほ銀行と、大企業・金融法人及びそのグループ会社、公団・事業団並びに海外の企業を主要なお客さまとする株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編いたしました。また、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社につきましても、会社分割により、当社の直接の子会社とし、これら中核4社を柱とする新たな体制をスタートさせております。

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

株式会社日本興業銀行
株式会社統合準備銀行
安信建物株式会社
株式会社第一勧銀オフィスサービス
株式会社第一勧銀ローン業務サービス
興銀インベストメント株式会社
興銀オフィスサービス株式会社
興銀ビジネスサービス株式会社
第一勧銀カード株式会社
富士総合管理株式会社
Bonaght Corp.
Dai-Ichi Kangyo Bank (Deutschland) AG
Fuji Bank International Finance N.V.
Innovest Capital Management, Inc.
IBJ Asia Limited
IBJ Nomura Financial Products plc
IBJ Nomura Financial Products Holding plc
IBJ Whitehall Futures Corporation
IBJ Whitehall Investments, Inc.
Security Nominees, Inc.

(4) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社）は次のとおりであります。

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	当社との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
10822 TOLLER DRIVE LLC	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 5,700	担保資産保管・管理業務	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 470,000	金融業	100.0 (—)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 232,000	金融業	100.0 (—)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 526,000	金融業	100.0 (—)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) 8 Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 100	金融業	100.0 (—)	—	—	—	—	—
Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited	英国領 ケイマン諸島	百万円 2,400	金融業	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
SI-II, LLC	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 8,458	金融業	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
興銀リース 株式会社	東京都 中央区	百万円 10,168	リース業務	39.4 (39.4)	—	—	—	—	—
日産リース 株式会社	東京都 中央区	百万円 10	リース業務	— (—) [90.0]	—	—	—	—	—
ユニバーサル リース株式会社	東京都 中央区	百万円 50	リース業務	— (—) [90.0]	—	—	—	—	—
IBJ LEASING America Corp.	米国ニュー ヨーク州 ニューヨー ク市	千米ドル 14,401	リース業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—
IBJ LEASING (UK) LTD.	英国 ロンドン市	千英ポンド 11,000	リース業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—
IBJ LEASING (HK) LTD.	中華人民 共和国 香港特別 行政区	千香港ドル 40,000	リース業務	— (—) [100.0]	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4【従業員の状況】

- (1) 連結会社における従業員数
平成14年9月30日現在

従業員数(人)
50,151 (20,649)

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員20,725人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

- (2) 当社の従業員数
平成14年9月30日現在

従業員数(人)
290

- (注) 1. 従業員数は、執行役員5人を含んでおりません。
2. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数は141人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における経済情勢を顧みますと、米国につきましては株価の急落による消費マインドの悪化により減速の懸念が続いており、欧州やアジアの景気にも影響を与えています。また、我が国の景気につきましても、年初来、緩やかな回復に転じたものの、デフレの継続や株式市場の低迷もあり、先行きについては依然として不透明な状態が続いております。

金融業界におきましても、不良債権問題の早期解決・経営基盤の強化といった課題に加え、大手グループの統合・再編による競争の激化のなかで収益力の向上を目指すといった厳しい状況が続いております。

(業績の概況)

当中間連結会計期間の連結経常収益は1兆8,091億円、連結経常利益は1,222億円、連結中間純利益は390億円になりました。

資金運用収支は国内資金需要の低迷などにより、前年同期比914億円減少し6,556億円となりました。信託報酬は前年同期比4億円増加し225億円となり、役務取引等収支は為替手数料の減少などにより、前年同期比369億円減少し1,807億円となりました。特定取引収支は金融派生商品収益の増加などにより、前年同期比236億円増加し1,236億円となり、その他業務収支は前年同期比346億円減少し1,167億円となりました。

営業経費は、人件費の圧縮を図ったものの、減価償却費などの増加により、前年同期比136億円増加し6,515億円となりました。

与信関係費用は、不良債権の新規発生が一段落したことや、引当の対象となる貸出金の減少もあり、前年同期比7,368億円減少し3,007億円となりました。株式関係損益は、株価の下落を背景として763億円の株式等償却を行った結果、前年同期比1,209億円減少し、553億円の損失となりました。

以上の結果、連結経常利益は前年同期比5,132億円増加し、1,222億円となりました。

特別損益は会計基準変更時差異の費用処理などにより230億円の損失となりました。

連結経常利益に特別損益を加えまして、税金等調整前中間純利益は991億円となりました。

税金等調整前中間純利益に法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を加味しました連結中間純利益は390億円となりました。

総資産につきましては、不良債権処理の推進や、貸出債権の流動化、及び海外等の非効率資産の削減などにより、前年度末比8兆2,649億円減少し143兆474億円となりました。また、資本勘定につきましては3兆7,156億円となっております。

連結自己資本比率は10.42%となっております。

所在地別セグメントは、日本・米州・欧州・アジア・オセアニアに区分して記載しております。また、海外経常収益は連結経常収益1兆8,091億円に対して4,286億円となっております。

なお、連結会社は銀行業以外の業務も営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(2)キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは1兆9,684億円のマイナスとなり、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローはそれぞれ2兆220億円、4,294億円のマイナスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は5兆4,266億円となりました。

(3) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、資金運用収支は6,556億円、信託報酬は225億円、役務取引等収支は1,807億円、特定取引収支は1,236億円、その他業務収支は1,167億円となりました。

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)
資金運用収益	前中間連結会計期間	1,038,920	661,347	84,176	1,616,091
	当中間連結会計期間	799,141	352,695	66,156	1,085,681
資金調達費用	前中間連結会計期間	430,785	509,423	71,266	868,942
	当中間連結会計期間	229,756	257,213	56,983	429,987
資金運用収支	前中間連結会計期間	608,134	151,924	12,910	747,148
	当中間連結会計期間	569,384	95,481	9,172	655,694
信託報酬	前中間連結会計期間	21,740	390	7	22,123
	当中間連結会計期間	22,524	45	—	22,569
役務取引等収益	前中間連結会計期間	218,518	49,584	3,535	264,567
	当中間連結会計期間	184,256	35,036	6,017	213,275
役務取引等費用	前中間連結会計期間	37,058	12,312	2,525	46,845
	当中間連結会計期間	22,967	15,148	5,584	32,530
役務取引等収支	前中間連結会計期間	181,460	37,272	1,009	217,722
	当中間連結会計期間	161,288	19,888	432	180,744
特定取引収益	前中間連結会計期間	80,198	19,806	—	100,004
	当中間連結会計期間	59,123	79,066	14,531	123,658
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	14,531	14,531	—
特定取引収支	前中間連結会計期間	80,198	19,806	—	100,004
	当中間連結会計期間	59,123	64,535	—	123,658
その他業務収益	前中間連結会計期間	334,151	26,517	2,400	358,268
	当中間連結会計期間	170,587	13,876	1,253	183,209
その他業務費用	前中間連結会計期間	195,400	11,722	180	206,942
	当中間連結会計期間	54,099	12,404	5	66,498
その他業務収支	前中間連結会計期間	138,750	14,795	2,219	151,326
	当中間連結会計期間	116,488	1,471	1,248	116,711

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(4) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間は、資金運用勘定の平均残高は1,327,959億円、利息は10,856億円、利回りは1.64%となり、資金調達勘定の平均残高は1,334,951億円、利息は4,299億円、利回りは0.64%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	110,996,005	1,038,920	1.87
	当中間連結会計期間	115,642,594	799,141	1.38
うち貸出金	前中間連結会計期間	77,022,834	709,074	1.84
	当中間連結会計期間	71,004,530	589,729	1.66
うち有価証券	前中間連結会計期間	26,184,834	250,520	1.91
	当中間連結会計期間	25,180,419	168,569	1.34
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,069,012	2,397	0.44
	当中間連結会計期間	5,772,449	1,340	0.05
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	1,552,433	431	0.05
	当中間連結会計期間	19,802	0	0.01
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	5,059,989	433	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	2,781,318	24,037	1.72
	当中間連結会計期間	7,308,582	8,376	0.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	110,233,772	440,022	0.79
	当中間連結会計期間	117,723,018	229,756	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	59,212,219	126,469	0.42
	当中間連結会計期間	69,492,974	55,703	0.16
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	11,676,814	4,988	0.08
	当中間連結会計期間	9,841,381	2,934	0.06
うち債券	前中間連結会計期間	17,450,440	85,915	0.98
	当中間連結会計期間	14,820,403	68,356	0.92
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	8,175,258	6,525	0.16
	当中間連結会計期間	14,203,645	1,435	0.02
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,624,105	572	0.04
	当中間連結会計期間	531,751	81	0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,402,349	6,293	0.37
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	1,270,914	1,147	0.18
	当中間連結会計期間	250,493	265	0.21
うち借入金	前中間連結会計期間	3,777,602	58,811	3.11
	当中間連結会計期間	3,219,704	28,574	1.77

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社について

は、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	21,399,012	661,347	6.18
	当中間連結会計期間	20,218,619	352,695	3.49
うち貸出金	前中間連結会計期間	13,387,989	403,373	6.02
	当中間連結会計期間	11,253,010	199,058	3.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,305,806	45,285	6.93
	当中間連結会計期間	1,540,174	21,229	2.76
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	674,338	6,764	2.00
	当中間連結会計期間	659,179	5,587	1.70
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	2,226,552	143,007	12.84
	当中間連結会計期間	4,857,359	103,083	4.24
うち預け金	前中間連結会計期間	1,955,769	37,340	3.81
	当中間連結会計期間	1,606,667	16,574	2.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	20,024,527	509,423	5.08
	当中間連結会計期間	17,307,790	257,213	2.97
うち預金	前中間連結会計期間	9,788,510	166,105	3.39
	当中間連結会計期間	5,328,049	54,119	2.03
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	480,151	11,609	4.83
	当中間連結会計期間	353,028	5,049	2.86
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	176,318	4,614	5.23
	当中間連結会計期間	209,204	4,247	4.06
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	4,879,418	190,150	7.79
	当中間連結会計期間	7,154,275	119,329	3.34
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	466,031	11,046	4.74
	当中間連結会計期間	26,253	227	1.73
うち借入金	前中間連結会計期間	1,093,296	10,133	1.85
	当中間連結会計期間	585,630	10,181	3.48

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用してあります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高			利息			利回り (%)
		小計 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	小計 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	132,395,018	3,480,866	128,914,152	1,700,268	84,176	1,616,091	2.50
	当中間連結会計期間	135,861,213	3,065,286	132,795,927	1,151,837	66,156	1,085,681	1.64
うち貸出金	前中間連結会計期間	90,410,824	634,442	89,776,381	1,112,448	16,320	1,096,127	2.44
	当中間連結会計期間	82,257,540	1,575,147	80,682,393	788,787	23,257	765,529	1.90
うち有価証券	前中間連結会計期間	27,490,640	683,330	26,807,310	295,806	18,459	277,346	2.06
	当中間連結会計期間	26,720,594	699,008	26,021,585	189,799	12,303	177,495	1.36
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,743,351	2,340	1,741,011	9,161	23	9,138	1.05
	当中間連結会計期間	6,431,628	—	6,431,628	6,927	—	6,927	0.22
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	3,778,986	—	3,778,986	143,439	—	143,439	7.59
	当中間連結会計期間	4,877,162	552,440	4,324,722	103,084	20,563	82,520	3.82
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	5,059,989	5,322	5,054,666	433	—	433	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	4,737,087	521,820	4,215,266	61,377	9,237	52,139	2.47
	当中間連結会計期間	8,915,250	226,231	8,689,018	24,950	1,024	23,925	0.55
資金調達勘定	前中間連結会計期間	130,258,299	2,892,104	127,366,194	949,446	71,266	878,179	1.37
	当中間連結会計期間	135,030,809	1,535,620	133,495,188	486,970	56,983	429,987	0.64
うち預金	前中間連結会計期間	69,000,730	440,572	68,560,157	292,574	8,708	283,865	0.82
	当中間連結会計期間	74,821,023	170,990	74,650,033	109,822	2,850	106,972	0.29
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	12,156,966	—	12,156,966	16,598	—	16,598	0.27
	当中間連結会計期間	10,194,409	—	10,194,409	7,984	—	7,984	0.16
うち債券	前中間連結会計期間	17,450,440	—	17,450,440	85,915	—	85,915	0.98
	当中間連結会計期間	14,820,403	—	14,820,403	68,356	—	68,356	0.92
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	8,351,577	4,938	8,346,639	11,139	85	11,053	0.26
	当中間連結会計期間	14,412,850	4,509	14,408,341	5,682	7	5,675	0.08
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	7,503,523	2,413	7,501,110	190,722	—	190,722	5.08
	当中間連結会計期間	7,686,026	5,102	7,680,924	119,410	9	119,401	3.11
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,402,349	18	3,402,330	6,293	—	6,293	0.37
うちコマースャル・ペーパー	前中間連結会計期間	1,736,946	—	1,736,946	12,193	—	12,193	1.40
	当中間連結会計期間	276,746	—	276,746	492	—	492	0.36
うち借入金	前中間連結会計期間	4,870,898	790,297	4,080,601	68,945	22,555	46,389	2.27
	当中間連結会計期間	3,805,334	1,326,124	2,479,210	38,755	21,738	17,017	1.37

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、役務取引等収益は2,132億円、役務取引等費用は325億円となりました。

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	218,518	49,584	3,535	264,567
	当中間連結会計期間	184,256	35,036	6,017	213,275
うち預金・債券・貸出 業務	前中間連結会計期間	31,581	33,119	3	64,697
	当中間連結会計期間	32,770	14,308	1	47,078
うち為替業務	前中間連結会計期間	55,347	2,049	4	57,391
	当中間連結会計期間	53,215	2,244	—	55,460
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	37,946	3,095	659	40,381
	当中間連結会計期間	35,206	6,954	4,227	37,933
うち代理業務	前中間連結会計期間	15,939	52	0	15,992
	当中間連結会計期間	17,109	420	253	17,275
うち保護預り・貸金庫 業務	前中間連結会計期間	4,750	693	40	5,403
	当中間連結会計期間	4,667	1,251	456	5,461
うち保証業務	前中間連結会計期間	11,489	5,081	703	15,867
	当中間連結会計期間	14,291	4,383	416	18,259
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	9,869	—	—	9,869
	当中間連結会計期間	14,957	1,173	—	16,130
役務取引等費用	前中間連結会計期間	37,058	12,312	2,525	46,845
	当中間連結会計期間	22,967	15,148	5,584	32,530
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,593	80	48	13,626
	当中間連結会計期間	13,772	94	0	13,867

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

[次へ](#)

(6) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、特定取引収益は1,236億円となりました。

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	80,198	19,806	—	100,004
	当中間連結会計期間	59,123	79,066	14,531	123,658
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	12,755	8,803	—	21,558
	当中間連結会計期間	18,385	—	14,531	3,854
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	2,225	1,413	—	3,639
	当中間連結会計期間	2,562	2,927	—	5,489
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	64,235	9,347	—	73,583
	当中間連結会計期間	37,479	76,135	—	113,615
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	982	241	—	1,224
	当中間連結会計期間	695	3	—	699
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	14,531	14,531	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	14,531	14,531	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末は、特定取引資産は90,981億円、特定取引負債は65,984億円となりました。

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	9,810,153	3,291,693	2,082,715	11,019,131
	当中間連結会計期間	7,099,118	3,631,671	1,632,683	9,098,107
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	3,891,957	1,370,015	—	5,261,972
	当中間連結会計期間	2,873,521	1,317,044	—	4,190,566
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	1,524	—	15	1,509
	当中間連結会計期間	3,322	669	104	3,888
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	20,803	253,130	—	273,934
	当中間連結会計期間	44,261	137,200	—	181,461
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	196	1,009	944	262
	当中間連結会計期間	2,137	6,946	5,139	3,944
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,824,467	1,667,537	2,081,755	3,410,249
	当中間連結会計期間	3,216,754	2,169,810	1,627,439	3,759,125
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	2,071,203	—	—	2,071,203
	当中間連結会計期間	959,119	—	—	959,119
特定取引負債	前中間連結会計期間	5,152,312	3,303,898	2,082,715	6,373,495
	当中間連結会計期間	4,880,549	3,350,557	1,632,683	6,598,423
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	1,590,764	1,034,802	—	2,625,567
	当中間連結会計期間	1,824,978	882,996	—	2,707,975
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	741	—	15	726
	当中間連結会計期間	2,171	—	104	2,067
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	73,705	—	73,705
	当中間連結会計期間	32,387	317,941	—	350,328
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	278	1,689	944	1,023
	当中間連結会計期間	2,113	3,520	5,139	494
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,560,527	2,193,701	2,081,755	3,672,473
	当中間連結会計期間	3,018,898	2,146,098	1,627,439	3,537,557
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(7) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)
預金					
流動性預金	前中間連結会計期間	27,729,574	441,720	13,861	28,157,433
	当中間連結会計期間	32,676,664	580,187	3,103	33,253,748
定期性預金	前中間連結会計期間	28,795,075	7,877,710	346,701	36,326,084
	当中間連結会計期間	27,037,262	3,790,277	204,113	30,623,427
その他	前中間連結会計期間	5,225,930	384,202	76,756	5,533,377
	当中間連結会計期間	4,333,444	305,544	119,968	4,519,020
合計	前中間連結会計期間	61,750,581	8,703,633	437,320	70,016,895
	当中間連結会計期間	64,047,371	4,676,009	327,185	68,396,196
譲渡性預金	前中間連結会計期間	14,752,750	428,763	—	15,181,513
	当中間連結会計期間	9,168,730	364,837	—	9,533,567
総合計	前中間連結会計期間	76,503,331	9,132,397	437,320	85,198,408
	当中間連結会計期間	73,216,101	5,040,846	327,185	77,929,763

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。
4. 預金の区分は次のとおりであります。
① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
② 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(8) 国内・海外別債券残高の状況

○債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	合計 (百万円)
債券				
利付興業債券	前中間連結会計期間	11,747,208	—	11,747,208
	当中間連結会計期間	10,481,426	—	10,481,426
割引興業債券	前中間連結会計期間	4,941,609	—	4,941,609
	当中間連結会計期間	3,273,692	—	3,273,692
外貨建興業債券	前中間連結会計期間	26,898	—	26,898
	当中間連結会計期間	28,421	—	28,421
合計	前中間連結会計期間	16,715,716	—	16,715,716
	当中間連結会計期間	13,783,539	—	13,783,539

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 利付興業債券には、「利付興業債券（利子一括払）」を含んでおります。

(9) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成13年 9 月30 日		平成14年 9 月30 日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	78,082,806	100.00	68,170,722	100.00
製造業	11,971,451	15.33	10,108,629	14.83
農業	98,767	0.13	72,987	0.11
林業	3,574	0.00	3,340	0.00
漁業	66,642	0.09	12,514	0.02
鉱業	91,208	0.12	76,595	0.11
建設業	2,941,294	3.77	2,350,458	3.45
電気・ガス・熱供給・水道業	1,633,944	2.09	1,075,269	1.58
運輸・通信業	4,355,888	5.58	3,480,639	5.11
卸売・小売業、飲食店	11,156,036	14.29	9,166,496	13.45
金融・保険業	9,374,276	12.01	7,166,863	10.51
不動産業	8,743,275	11.20	7,816,646	11.47
サービス業	12,034,407	15.41	11,287,393	16.56
地方公共団体	232,266	0.30	228,890	0.34
その他	15,379,772	19.68	15,323,996	22.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	12,504,872	100.00	7,947,519	100.00
政府等	423,712	3.39	240,101	3.02
金融機関	290,330	2.32	331,997	4.18
その他	11,790,829	94.29	7,375,419	92.80
合計	90,587,678	—	76,118,242	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成13年 9 月30 日	インドネシア共和国	199,176
	その他（7か国）	2,840
	合計	202,017
	（資産の総額に対する割合）	（0.12%）
平成14年 9 月30 日	インドネシア共和国	117,070
	その他（9か国）	8,415
	合計	125,486
	（資産の総額に対する割合）	（0.08%）

(注) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定の算出対象となる国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を記載しております。

(10) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内 (百万円)	海外 (百万円)	合計 (百万円)
国債	前中間連結会計期間	11,683,342	—	11,683,342
	当中間連結会計期間	12,466,067	—	12,466,067
地方債	前中間連結会計期間	400,325	—	400,325
	当中間連結会計期間	334,950	—	334,950
社債	前中間連結会計期間	1,099,675	38,277	1,137,952
	当中間連結会計期間	1,084,382	27,226	1,111,608
株式	前中間連結会計期間	6,649,192	—	6,649,192
	当中間連結会計期間	5,865,199	—	5,865,199
その他の証券	前中間連結会計期間	4,732,635	1,198,336	5,930,971
	当中間連結会計期間	4,800,360	942,138	5,742,499
合計	前中間連結会計期間	24,565,171	1,236,614	25,801,785
	当中間連結会計期間	24,550,960	969,365	25,520,325

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の9の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成13年9月30日	平成14年9月30日
基本的項目	資本金（百万円）	2,569,948	2,572,000
	うち非累積的永久優先株（百万円）（注1）	1,053,116	—
	新株式払込金（百万円）	—	—
	資本準備金（百万円）	2,203,747	—
	連結剰余金（百万円）	801,612	—
	資本剰余金（百万円）	—	353,765
	利益剰余金（百万円）	—	983,536
	連結子会社の少数株主持分（百万円）	761,986	1,045,666
	うち海外特別目的会社の発行する優先 出資証券（百万円）	497,145	958,947
	その他有価証券の評価差損（△）（百万円）	709,303	509,264
	自己株式（△）（百万円）	—	1,019
	為替換算調整勘定（百万円）	△128,672	△101,626
	営業権相当額（△）（百万円）	249	363
	連結調整勘定相当額（△）（百万円）	107,996	56,024
	計（百万円）（A）	5,391,073	4,286,669
	うちステップ・アップ金利条項付の優 先出資証券（百万円）（注2）	321,145	611,947
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合 計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%（百万円）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額（百万円）	399,883	308,344
	一般貸倒引当金（百万円）	877,212	924,832
	負債性資本調達手段等（百万円）	4,727,853	3,709,565
	うち永久劣後債務（百万円）（注3）	1,994,650	1,591,642
	うち期限付劣後債務および期限付優先 株（百万円）（注4）	2,733,202	2,117,922
	計（百万円）	6,004,949	4,942,741
	うち自己資本への算入額（百万円）（B）	5,391,073	4,286,669
準補完的項目	短期劣後債務（百万円）	—	—
	うち自己資本への算入額（百万円）（C）	—	—

項目		平成13年 9 月30日	平成14年 9 月30日
控除項目	控除項目（百万円）（注 5）（D）	127, 565	89, 373
自己資本額	（A）＋（B）＋（C）－（D）（百万円）（E）	10, 654, 582	8, 483, 964
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目（百万円）	91, 538, 571	74, 836, 908
	オフ・バランス取引項目（百万円）	8, 334, 519	5, 786, 190
	信用リスク・アセットの額（百万円）（F）	99, 873, 090	80, 623, 098
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）／8％）（百万円）（G）	1, 255, 582	740, 432
	（参考）マーケット・リスク相当額（百万円）（H）	100, 446	59, 234
	計（（F）＋（G））（百万円）（I）	101, 128, 673	81, 363, 531
連結自己資本比率（国際統一基準）＝E／I×100（％）		10. 53	10. 42

（注） 1．当社グループの資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2．告示第 4 条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3．告示第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

また、当該欄には海外連結子会社の発行する累積型永久優先株も含まれております。

4．告示第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。

5．告示第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第 2 号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

[次へ](#)

(※) 優先出資証券の概要

当社並びに当社の連結子会社である株式会社みずほコーポレート銀行が以下のとおり発行している「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を「連結自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

1. 当社発行優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited (注1) (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC 1」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC 1優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited (以下、「MPC 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 2優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(金利ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A 変動配当(金利ステップ・アップなし。) Series B 変動配当(平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。) (何れも下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ただし、平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。)(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	1,760億円	Series A 1,710億円 Series B 1,125億円	730億円
払込日	平成11年3月15日(注2)	平成14年2月14日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPCに対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 ② 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 ③ 当社がMPCに対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 1に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 ② 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 1に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC 1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 2に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 ② 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 2に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC 2に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合

強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注3）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）及び③配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注3）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）及び③配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注3）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）及び③配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）に服する。
配当可能利益制限	当社がMPCに対して配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。	当社がMPC 1に対して配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。	当社がMPC 2に対して配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注4）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注4）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注4）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注4）と同格	当社優先株式（注4）と同格	当社優先株式（注4）と同格

当社発行優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited (以下、「MPC 5」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 5優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited (以下、「MPC 6」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC 6優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited (以下、「MPC 7」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 7優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A、Series Bともに変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。）（下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	455億円	Series A 195億円 Series B 25億円	510億円
払込日	平成14年8月9日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日	平成14年8月30日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 5 に対して損失補填事由証明書（注 3）を交付した場合 ② 当社優先株式（注 4）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 5 に対して可処分配当可能利益（注 5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注 6）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注 7）でなく、かつ、当社がMPC 5 に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 6 に対して損失補填事由証明書（注 3）を交付した場合 ② 当社優先株式（注 4）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 6 に対して可処分配当可能利益（注 5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注 6）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注 7）でなく、かつ、当社がMPC 6 に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当社がMPC 7 に対して損失補填事由証明書（注 3）を交付した場合 ② 当社優先株式（注 4）への配当が停止された場合 ③ 当社がMPC 7 に対して可処分配当可能利益（注 5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注 6）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注 7）でなく、かつ、当社がMPC 7 に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の 6 月にパリティ優先出資証券（注 8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注 3）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注 6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の 6 月にパリティ優先出資証券（注 8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注 3）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注 6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の 6 月にパリティ優先出資証券（注 8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注 3）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注 6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
配当可能利益制限	当社がMPC 5 に対して配当可能利益制限証明書（注 6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 5）に制限される。	当社がMPC 6 に対して配当可能利益制限証明書（注 6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 5）に制限される。	当社がMPC 7 に対して配当可能利益制限証明書（注 6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 5）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注 4）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 8）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 4）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 8）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 4）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注 4）と同格	当社優先株式（注 4）と同格	当社優先株式（注 4）と同格

(注) 1. 発行体

従来、株式会社日本興業銀行の海外特別目的会社であったIBJ Preferred Capital (Cayman) Limited（以下、旧発行体という。）が、平成14年 3 月に当社の海外特別目的会社となった。

2. 払込日

当該払込日とは、旧発行体における当初払込日をいう。

3. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の④の場合には、その交付は当社の裁量による）であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。①当社によりもしくは当社に対して、清算手続が開始され、または当社に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、②会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に対して送付された場合、③監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

5. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、ある会計年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7の欄についてはそれぞれMPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益＝可処分配当可能利益×（パリティ優先出資証券の満額配当の総額）／（パリティ優先出資証券の満額配当の総額＋パラレル証券の満額配当の総額）

6. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8. パリティ優先出資証券

MPC（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7についてはそれぞれMPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC優先出資証券（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7についてはそれぞれ本MPC 1優先出資証券、本MPC 2優先出資証券、本MPC 5優先出資証券、本MPC 6優先出資証券、本MPC 7優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPC優先出資証券の総称。（たとえば、MPC 1のケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

2. 株式会社みずほコーポレート銀行（以下「当行」という。）発行優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（注1）（以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。）	Mizuho JGB Investment L.L.C.（注1）（以下、「MJI」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJI優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	6月及び12月の最終営業日	6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 ① 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注2）が出された場合 ② 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 当行優先株式（注3）への配当が停止され、かつ当行がMPCに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注2）が出された場合 ④ 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注2）が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 ① 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注2）が出された場合 ② 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 ③ 当行優先株式（注3）への配当が停止され、かつ当行がMJIに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注2）が出された場合 ④ 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注2）が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注4）にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注4）にかかる配当支払日において、本MJI優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における②の状態が生じている場合を除く）。
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式（注3）と同格	当行優先株式（注3）と同格

（注）1. 発行体

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. 及び Mizuho JGB Investment L.L.C. は、それぞれ IBJ Preferred Capital Company L.L.C. 及び Fuji JGB Investment L.L.C. から社名変更しております。

2. 配当禁止通知

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（Mizuho JGB Investment L.L.C. については Mizuho JGB Investment L.L.C.）について、配当支払日の10日以上前に Mizuho Preferred Capital Holdings Inc.（Mizuho JGB Investment L.L.C. については Mizuho JGB Investment Holdings Inc.）（米国における発行体の中間持株会社）が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

3. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

4. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載していません。

3【対処すべき課題】

平成14年4月の株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の発足時に発生いたしました、ATM（現金自動支払機）障害や口座振替の事務処理遅延などでは、お客さまはじめ多くの皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。このような事態を二度と引き起こすことのないよう、徹底的な原因究明を行うとともに、システムならびに業務運営の更なる安定化に向けた再発防止策を策定し、その実施にグループ役職員が一体となって全力で取り組んでおります。今回の障害発生を貴重な教訓として、みずほの新しい企業風土の確立に向け、新たに導入した「行動面における『みずほ』の共通評価軸」による人事評価や「360度評価」、適材適所の人材配置などを通じて、役職員の意識改革に努めております。

収益・財務面の課題につきましては、まず、資産の健全性確保の観点から、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行は、引き続き厳格な自己査定と適正な償却・引当てを実施するとともに、企業の再生・再建や最終処理を進めることにより、不良債権問題の早期解決を図ってまいります。特に企業再生につきましては、本年7月に株式会社みずほ銀行において「企業コンサルティング室」、本年10月に株式会社みずほコーポレート銀行において「企業第一部～第五部、国際企業部」をそれぞれ新設し、専門スタッフを配置しノウハウを集約することにより、お取引先の事業再構築に関する支援への本格的な取組みをスタートしております。

同時に、株価変動に大きく左右されない強固な体質の構築に向け、引き続き保有株式の圧縮を推進してまいります。

さらに、当社グループは、「非金利収入の増強と資産効率の改善」と「徹底したリストラによるコスト構造の改革」を中心に収益基盤の強化と新たな収益機会の追求を進めてまいります。

具体的には、アドバイザリー業務、アレンジャー業務、CMS等の手数料ビジネスの拡大、シンジケートローンやプロジェクトファイナンスなどへの取組の強化を通じて、収益源の多様化を図るとともに、低採算資産の圧縮や貸出債権流動化等により、資産効率の改善を進めてまいります。

他方、戦略分野である証券・インベストメントバンキング業務、資産運用業務、信託業務につきましては、金融サービスの質の向上やグループ各社の連携強化を通じたシナジー効果の発揮に努めるとともに、効率性を追求し、新たな収益の柱に育ててまいります。

また、お客さまのニーズに即した新たな取組みとして、本年10月に投資型年金保険（変額個人年金保険）の販売を株式会社みずほ銀行で開始したほか、グループ各社の専門性に富んだ商品・サービスを総合的にご利用頂くため、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほアセット信託銀行株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社の共同店舗化を積極的に推進しております。海外業務におきましては、日系企業のアジア地域、特に中国への活発な進出に合わせ、アジア地域における各種金融サービスを拡充するための施策を多面的に展開してまいります。

一方で、お客さまの利便性に配慮しつつ、統合合理化効果を追求するとともに、リストラクチャリングをあらゆる分野で徹底して行うことにより、コスト構造の改革を実現してまいります。

当社グループは、こうした経営課題に対する取組みを一気に加速し、徹底的な実現を図るべく、本年11月に『変革・加速プログラム』、12月に「みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』」を相次いで発表いたしました。

まず、『変革・加速プログラム』では、第一に、グループ各社がそれぞれのお客さまや業務内容に応じた高い専門性を一段と向上させ、圧倒的な顧客基盤とそれぞれの特性を最大限に活かした戦略展開を加速させてまいります。第二に、統合合理化効果を徹底的に追求するとともに、役職員の処遇水準の見直しにまで踏み込んだリストラの強化により、人・物件費両面にわたるコスト削減を加速いたします。第三に、コーポレートガバナンスの強化や若手層の早期育成と積極登用等の施策を通じて、グループ一体感の醸成と組織の活性化を図ります。

また、『事業再構築』では、以下の4点を柱とする具体的施策を打ち出しました。①総合金融サービス力の一段の強化策（新金融持株会社の設立、銀証持株会社たる中間持株会社の設置、信託・資産運用・資産管理部門の戦略的再編と新金融持株会社の直接子会社化）、②金融再生プログラムの趣旨を踏まえた要管理先以下の不良債権処理の加速化と企業再生ビジネスへの積極的取組（自己査定基準の高度化による資産査定の一層の厳格化、銀行セクターからの要管理先以下の不良債権の分離と「再生のための受け皿または仕組み」を活用した早期再生処理実施）、③財務体質の一層の強化（自己資本の更なる充実に向けた市場からの自力調達、リスクシナリオに沿った保守的な見通しによる繰延税金資産の算定）、④上記『変革・加速プログラム』の着実な実行

当社グループは、上記の施策を、全役職員が一丸となって実行していくことにより、競争力の向上と高度かつ安定的な収益力を確保し、グループ全体の企業価値の極大化を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、平成14年4月1日に、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社との間で、当社が各社に対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」（以下、「本契約」という。）（注）を締結いたしました。

（注）本契約は、平成12年9月29日の当社設立時に、当社と株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社との間で締結したものを、平成14年4月の当社グループの再編に伴い、見直しの上で再締結したものです。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間における、主要な設備の重要な異動は次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社につきましては、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 連結子会社

① 連結子会社につきましては、当中間連結会計期間に完成した増改築等は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行	各行本店ほか	東京都千代田区ほか	本店リロケーション	—	—	平成14年6月
株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行	各行本店ほか	東京都千代田区ほか	店舗看板切替	—	—	平成14年6月
株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行	各行本店ほか	東京都千代田区ほか	店舗	—	—	平成14年6月
株式会社みずほコーポレート銀行	ニューヨーク支店	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	店舗	—	9,883	平成14年7月

② 連結子会社につきましては、平成14年4月1日に会社分割及び合併により株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編いたしました。それにともない、異動のあった主要な設備は、次のとおりであります。

イ. 株式会社みずほ銀行（旧株式会社第一勧業銀行）が、旧株式会社富士銀行（現株式会社みずほコーポレート銀行）から承継したものは、次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
大手町本部	東京都千代田区	店舗・事務所	8,495	121,800	13,515	10,031	145,346	1,184
中目黒事務センター	東京都目黒区	事務センター	—	—	8,642	8,897	17,539	40
多摩情報センター	東京都多摩市	事務センター	14,929	5,117	31,284	20,187	56,589	89

ロ. 株式会社みずほコーポレート銀行（旧株式会社富士銀行）が、旧株式会社日本興業銀行から承継したものは、次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
本店	東京都 千代田区	店舗・事務所	6,780	76,292	8,373	2,120	86,786	2,222

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	25,000,000
第一種優先株式	33,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	100,000
第四種優先株式	150,000
第六種優先株式	150,000
第七種優先株式	125,000
第八種優先株式	125,000
第九種優先株式	140,000
第十種優先株式	140,000
計	26,063,000

（注）「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成14年9月30日)	提出日現在発行数 (平成14年12月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	9,430,250.71	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ロンドン証券取引所	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式(注)1.
第一回第一種 優先株式	33,000	同左	—	(注)2.
第二回第二種 優先株式	100,000	同左	—	(注)3.
第三回第三種 優先株式	100,000	同左	—	(注)4.
第四回第四種 優先株式	150,000	同左	—	(注)5.
第六回第六種 優先株式	150,000	同左	—	(注)6.
第七回第七種 優先株式	125,000	同左	—	(注)7.
第八回第八種 優先株式	125,000	同左	—	(注)8.
第九回第九種 優先株式	140,000	同左	—	(注)9.
第十回第十種 優先株式	140,000	同左	—	(注)10.
計	10,493,250.71	同左	—	—

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成14年12月1日から半期報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年22,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき11,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

当社設立の日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確

定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 平成14年9月30日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

③ 転換比率の修正

転換比率は、平成13年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）

に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記④に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成14年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年14,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。

③ 転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）また

は637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記④に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は④に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

④ 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

5. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき23,800円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に優先配当金の額を償還日の属

する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき21,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位となる。

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年11,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420,000円を下回る場合は420,000円とする。この場合に使用する時価は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540,000円を下回る場合は540,000円とする。この場合に使用する時価は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%で、2,000,000円を除して得られる数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年17,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は平成15年9月1日の時価に1.025を乗じ、その結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が331,000円を下回る場合は、当初転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年9月1日の時価」とは平成15年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{1,250,000円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、1,250,000円を331,000円で除して得られる数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社

債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

10. 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額は565,000円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{1,250,000円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、1,250,000円を331,000円で除して得られる数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除くほか、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成14年4月1日～ 9月30日	—	10,493,250	—	2,572,000	—	3,891,642

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	379,158	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	300,013	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	241,551	2.56
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	210,475	2.23
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	175,618	1.86
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番3号	175,608	1.86
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	147,402	1.56
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A	134,815	1.42
UFJ信託銀行株式会社（信託勘定A口）	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	121,418	1.28
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	77,476	0.82
計	—	1,963,534	20.82

② 第一回第一種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	33,000	100.00
計	—	33,000	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

④ 第三回第三種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

⑤ 第四回第四種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

⑥ 第六回第六種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

⑦ 第七回第七種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	125,000	100.00
計	—	125,000	100.00

⑧ 第八回第八種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	125,000	100.00
計	—	125,000	100.00

⑨ 第九回第九種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番 1 号	140,000	100.00
計	—	140,000	100.00

⑩ 第十回第十種優先株式

平成14年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番 1 号	140,000	100.00
計	—	140,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成14年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	1,063,000	—	優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,709	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式9,392,202	9,392,202	同上
端株	普通株式28,339.71	—	同上
発行済株式総数	10,493,250.71	—	—
総株主の議決権	—	9,392,202	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,362株が含まれております。

また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1,362個が含まれております。

②【自己株式等】

平成14年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	602	—	602	0.00
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	4,497	—	4,497	0.04
興銀リース株式会社	東京都中央区京橋二丁目3番19号	3,886	—	3,886	0.04
日本抵当証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	447	—	447	0.00
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号	200	—	200	0.00
みずほファクター株式会社	東京都中央区築地四丁目1番1号	50	—	50	0.00
ユーシーカード株式会社	東京都港区台場二丁目3番2号	22	—	22	0.00
エム・エイチ・ティー・ビー代行サービス株式会社	東京都江東区佐賀一丁目17番7号	5	—	5	0.00
計	—	9,709	—	9,709	0.10

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない当社株式が5株（議決権の数5個）あります。なお、当該株式は、前記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式に含めております。

2. このほか、相互保有株式として、株主名簿上は株式会社日本興業銀行名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が15株（議決権の数15個）、勸角証券株式会社（現みずほインベスターズ証券株式会社）名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が5株（議決権の数5個）、安田信託銀行株式会社（現みずほアセット信託銀行株式会社）名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が3株（議決権の数3個）、株式会社みずほコーポレート銀行名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が2株（議決権の数2個）あります。

なお、当該株式は、前記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式に含めております。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成14年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	338,000	317,000	333,000	302,000	296,000	284,000
最低（円）	246,000	243,000	249,000	261,000	206,000	244,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表については、新日本監査法人及び中央青山監査法人により監査証明を受け、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表については、新日本監査法人により監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	5,848,953	3.57	6,326,761	4.42	11,720,134	7.75
コールローン及び買入手形	※8	1,463,670	0.89	1,821,161	1.27	942,285	0.62
買現先勘定		3,609,184	2.20	5,110,620	3.57	1,768,766	1.17
債券貸借取引支払保証金		—	—	4,637,828	3.24	—	—
買入金銭債権		669,465	0.41	1,729,902	1.21	604,395	0.40
特定取引資産	※2,8	11,019,131	6.73	9,098,107	6.36	7,951,419	5.26
金銭の信託		251,165	0.15	48,096	0.04	69,762	0.05
有価証券	※ 1,2,8	25,801,785	15.76	25,520,325	17.84	24,108,931	15.93
貸出金	※ 3,4,5 6,7,8 9	90,587,678	55.33	76,118,242	53.21	84,593,656	55.91
外国為替	※7,8	1,181,338	0.72	681,242	0.48	1,186,977	0.78
その他資産	※ 2,8, 10,15	15,219,025	9.30	4,866,637	3.40	11,067,767	7.31
動産不動産	※ 8,11 12	1,735,351	1.06	1,715,324	1.20	1,753,497	1.16
債券繰延資産		5,544	0.00	2,021	0.00	4,843	0.00
繰延税金資産		2,253,622	1.38	2,186,442	1.53	2,509,110	1.66
連結調整勘定		107,996	0.07	56,024	0.04	64,296	0.04
支払承諾見返		5,896,764	3.60	4,948,881	3.46	4,923,244	3.25
貸倒引当金		△1,909,131	△1.17	△1,815,665	△1.27	△1,949,819	△1.29
投資損失引当金		△4,587	△0.00	△4,499	△0.00	△6,841	△0.00
資産の部合計		163,736,959	100.00	143,047,455	100.00	151,312,427	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	70,016,895	42.76	68,396,196	47.81	74,129,456	48.99
譲渡性預金		15,181,513	9.27	9,533,567	6.66	11,476,779	7.59
債券		16,715,716	10.21	13,783,539	9.64	15,310,890	10.12
コールマネー及び売渡手形	※8	7,867,022	4.81	10,380,132	7.26	9,453,692	6.25
売現先勘定	※8	6,513,491	3.98	8,494,440	5.94	4,855,073	3.21
債券貸借取引受入担保金	※8	—	—	4,099,757	2.87	—	—
コマーシャル・ペーパー		1,306,389	0.80	378,125	0.26	711,382	0.47
特定取引負債	※8	6,373,495	3.89	6,598,423	4.61	4,883,842	3.23
借入金	※8,13	3,787,083	2.31	2,434,959	1.70	2,553,382	1.69
外国為替	※8	631,221	0.39	245,629	0.17	708,231	0.47
社債	※14	4,097,149	2.50	2,776,592	1.94	2,966,847	1.96
転換社債		7,436	0.00	—	—	8,432	0.01
新株予約権付社債		—	—	3,599	0.00	—	—
信託勘定借		1,530,204	0.94	1,460,322	1.02	1,776,404	1.17
その他負債	※2,8	16,957,429	10.36	4,242,000	2.97	11,278,184	7.45
賞与引当金		23,554	0.01	23,370	0.02	21,801	0.01
退職給付引当金		80,184	0.05	24,250	0.02	36,619	0.02
債権売却損失引当金		121,972	0.07	47,838	0.03	49,647	0.03
特定債務者支援引当金		195,512	0.12	—	—	—	—
偶発損失引当金	※15	8,180	0.00	138,700	0.10	134,203	0.09
特別法上の引当金		884	0.00	768	0.00	950	0.00
繰延税金負債		15,531	0.01	8,089	0.01	15,741	0.01
再評価に係る繰延税金負債	※11	342,213	0.21	262,305	0.18	335,108	0.22
支払承諾		5,896,764	3.60	4,948,881	3.46	4,923,244	3.25
負債の部合計		157,669,847	96.29	138,281,492	96.67	145,629,916	96.24

		前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(少数株主持分)							
少数株主持分		765,762	0.47	1,050,265	0.73	951,091	0.63
(資本の部)	※11						
資本金		2,572,000	1.57	—	—	2,572,000	1.70
資本準備金		2,203,747	1.35	—	—	2,203,747	1.46
再評価差額金		546,415	0.33	—	—	534,447	0.35
連結剰余金		801,612	0.49	—	—	101,133	0.07
その他有価証券評価差額金		△691,702	△0.42	—	—	△558,485	△0.37
為替換算調整勘定		△128,672	△0.08	—	—	△120,167	△0.08
計		5,303,401	3.24	—	—	4,732,675	3.13
自己株式		△5	△0.00	—	—	△85	△0.00
子会社の所有する親会社株式		△2,046	△0.00	—	—	△1,169	△0.00
資本の部合計		5,301,350	3.24	—	—	4,731,420	3.13
資本金	※11	—	—	2,572,000	1.80	—	—
資本剰余金		—	—	353,765	0.25	—	—
利益剰余金		—	—	983,536	0.69	—	—
土地再評価差額金		—	—	422,905	0.30	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	△513,863	△0.37	—	—
為替換算調整勘定		—	—	△101,626	△0.07	—	—
自己株式		—	—	△1,019	△0.00	—	—
資本の部合計		—	—	3,715,697	2.60	—	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計		163,736,959	100.00	143,047,455	100.00	151,312,427	100.00

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		2,773,713	100.00	1,809,113	100.00	5,182,183	100.00
資金運用収益		1,616,091		1,085,681		3,020,489	
(うち貸出金利息)		(1,096,127)		(765,529)		(2,059,125)	
(うち有価証券利息配当金)		(277,346)		(177,495)		(516,308)	
信託報酬		22,123		22,569		54,443	
役務取引等収益		264,567		213,275		544,238	
特定取引収益		100,004		123,658		178,884	
その他業務収益		358,268		183,209		651,035	
その他経常収益	※ 1	412,656		180,717		733,092	
経常費用		3,164,735	114.10	1,686,880	93.24	6,532,033	126.05
資金調達費用		869,835		431,061		1,492,876	
(うち預金利息)		(283,865)		(106,972)		(470,458)	
(うち債券利息)		(85,915)		(66,400)		(160,011)	
(うち債券発行差金償却)		(6,598)		(1,955)		(10,388)	
役務取引等費用		46,845		32,530		43,156	
その他業務費用		206,942		66,498		451,041	
営業経費		637,874		651,558		1,368,206	
その他経常費用	※ 2	1,403,238		505,231		3,176,752	
経常利益 (△は経常損失)		△391,022	△14.10	122,232	6.76	△1,349,850	△26.05
特別利益	※ 3	17,391	0.63	3,779	0.21	133,407	2.58
特別損失	※ 4	28,981	1.05	26,844	1.48	208,728	4.03
税金等調整前中間純利益(△は 税金等調整前中間(当期)純損 失)		△402,612	△14.52	99,167	5.49	△1,425,170	△27.50
法人税、住民税及び事業税		18,892	0.68	15,674	0.87	110,498	2.13
法人税等調整額		△136,169	△4.91	12,836	0.71	△545,923	△10.54
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△20,698	△0.75	31,626	1.75	△13,701	△0.26
中間純利益 (△は中間(当期)純損失)		△264,637	△9.54	39,029	2.16	△976,044	△18.83

③【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
連結剰余金期首残高		1,107,231	—	1,107,231
連結剰余金増加高		2,426	—	13,560
持分法適用関連会社の減少に伴う剰余金増加高		21	—	—
再評価差額金取崩による剰余金増加高		2,404	—	13,560
連結剰余金減少高		43,408	—	43,614
配当金		43,407	—	43,407
役員賞与		0	—	0
連結子会社の減少に伴う剰余金減少高		—	—	30
持分法適用関連会社の減少に伴う剰余金減少高		—	—	175
中間（当期）純損失		264,637	—	976,044
連結剰余金中間期末（期末）残高		801,612	—	101,133

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高	※ 1	—	353,765	—
資本剰余金中間期末残高		—	353,765	—
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高	※ 2	—	997,265	—
利益剰余金増加高		—	41,256	—
中間純利益		—	39,029	—
土地再評価差額金取崩による 剰余金増加高		—	2,227	—
利益剰余金減少高		—	54,986	—
配当金		—	54,985	—
役員賞与		—	0	—
利益剰余金中間期末残高		—	983,536	—

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益(△は税金等調整前中間(当期)純損失)		△402,612	99,167	△1,425,170
減価償却費		42,715	52,912	94,749
連結調整勘定償却額		14,297	7,765	21,162
持分法による投資損益(△)		1,089	6,875	6,771
貸倒引当金の増加額		276,525	△133,898	361,543
投資損失引当金の増加額		354	△2,261	2,771
債権売却損失引当金の増加額		△77,120	△1,808	△149,445
特定債務者支援引当金の増加額		35,883	—	△159,628
偶発損失引当金の増加額		△15,852	4,496	110,171
賞与引当金の増加額		23,554	1,568	21,790
退職給付引当金の増加額		9,978	△11,709	△35,370
資金運用収益		△1,616,091	△1,085,681	△3,020,489
資金調達費用		869,835	431,061	1,492,876
有価証券関係損益(△)		△162,533	△22,730	△201,863
金銭の信託の運用損益(△)		20,829	1,062	17,502
為替差損益(△)		84,400	135,468	△413,530
動産不動産処分損益(△)		7,820	9,704	33,119
退職給付信託設定関係損益(△)		△74,592	△45,769	△89,036
特定取引資産の純増(△)減		△207	△1,328,334	3,150,206
特定取引負債の純増減(△)		1,522,415	1,861,049	△46,227
貸出金の純増(△)減		2,025,650	8,250,101	6,394,050

		前中間連結会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金の純増減(△)		2,746,849	△5,757,558	6,286,547
譲渡性預金の純増減 (△)		2,322,992	△1,943,489	△1,405,177
債券の純増減(△)		△1,130,040	△1,527,350	△2,537,366
借入金(劣後特約付借 入金を除く)の純増減 (△)		73,299	249,633	411,237
預け金(中央銀行預け 金を除く)の純増(△) 減		△131,245	940,153	1,055,250
コールローン等の純 増(△)減		△2,597,556	△5,604,645	1,319,767
債券借入取引担保金 の純増(△)減		△281,736	3,313,727	△528,551
債券貸借取引支払 保 証金の純増(△)減		—	△4,637,828	—
コールマネー等の純 増減(△)		1,080,810	4,821,877	△390,433
コマーシャル・ペー パーの純増減(△)		△1,100,938	△330,432	△1,142,331
債券貸付取引担保金 の純増減(△)		511,690	△4,050,050	△555,210
債券貸借取引受入担 保金の純増減(△)		—	4,099,757	—
外国為替(資産)の純 増(△)減		△347,219	505,438	△315,128
外国為替(負債)の純 増減(△)		360,304	△462,452	424,834
普通社債の発行・償 還による純増減(△)		△80,799	△58,776	△102,909
信託勘定借の純増減 (△)		△290,184	△316,082	△50,007
資金運用による収入		1,668,846	1,127,696	3,095,889
資金調達による支出		△954,086	△516,472	△1,603,992
その他		△3,248,304	45,404	△3,220,239
小計		1,189,021	△1,872,409	6,908,130
法人税等の支払額		△37,497	△96,073	△131,692
営業活動によるキャッ シュ・フロー		1,151,524	△1,968,482	6,776,438

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得によ る支出		△34,377,074	△31,062,410	△58,967,968
有価証券の売却によ る収入		24,930,313	22,316,262	40,450,103
有価証券の償還によ る収入		9,102,528	6,747,494	19,571,083
金銭の信託の増加に よる支出		△48,844	△733	△109,999
金銭の信託の減少に よる収入		171,652	18,796	429,371
動産不動産の取得に よる支出		△77,655	△51,281	△193,154
動産不動産の売却に よる収入		33,999	9,783	35,109
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の取得 による支出		△935	—	△1,064
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の売却 による収入		—	—	318,553
連結範囲の変動を伴 わない子会社株式の 取得による支出		△1,085	—	△1,282
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△267,101	△2,022,088	1,530,751

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		116,000	159,000	116,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		△402,700	△522,000	△644,800
劣後特約付社債・転 換社債の発行による 収入		263,800	—	274,033
劣後特約付社債・新 株予約権付社債の発 行による収入		—	73,000	—
劣後特約付社債・転 換社債の償還による 支出		△159,558	—	△719,117
劣後特約付社債・新 株予約権付社債の償 還による支出		—	△181,322	—
少数株主からの払込 みによる収入		21,856	118,500	379,874
少数株主への払戻し による支出		△15,568	—	△16,487
配当金支払額		△43,364	△54,985	△43,393
少数株主への配当金 支払額		△22,480	△21,594	△43,421
自己株式の取得によ る支出		△243	△88	△323
自己株式の売却によ る収入		233	—	233
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△242,025	△429,490	△697,401
Ⅳ 現金及び現金同等物に 係る換算差額		7,001	△657	17,731
Ⅴ 現金及び現金同等物の 増加額		649,399	△4,420,719	7,627,520
Ⅵ 現金及び現金同等物の 期首残高		2,219,805	9,847,366	2,219,805
Ⅶ 新規連結に伴う現金及 び現金同等物の増加額		46	—	46
Ⅷ 連結除外に伴う現金及 び現金同等物の減少額 (△)		—	—	△5
Ⅸ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※ 1	2,869,251	5,426,647	9,847,366

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 309社 主要な会社名 株式会社第一勧業銀行 株式会社富士銀行 株式会社日本興業銀行 みずほ証券株式会社 みずほ信託銀行株式会社	(1) 連結子会社 160社 主要な会社名 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ証券株式会社 みずほ信託銀行株式会社 なお、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の三行は、会社分割及び合併により株式会社みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行に統合・再編し、第一勧業銀行はみずほ銀行に、富士銀行はみずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。 また、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited他6社は設立等により当中間連結会計期間から連結しており、第一勧業カード株式会社他17社は合併等により連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 171社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、ユーシーカード株式会社、Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited他18社は持分の増加、設立等により当連結会計年度から連結しております。 また、Heller Financial, Inc. 及びその連結子会社107社他31社は売却、合併等により連結の範囲から除外しております。
	(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 日本キャリエール株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. FIMCO SPC (Cayman) Limited 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. FIMCO SPC (Cayman) Limited 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
2. 持分法の適用に関する 事項	(1) 持分法適用の関連会社 83社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社	(1) 持分法適用の関連会社 34社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、興銀リース株式会社 他5社は持分の増加により当 中間連結会計期間から持分法 を適用しております。 また、IBJ Nomura Financial Products Holdings plc. 他1社は中間 純損益（持分に見合う額）及 び利益剰余金（持分に見合う 額）等からみて、持分法の対 象から除いても中間連結財務 諸表に重要な影響を与えない ため、持分法適用の範囲から 除外しております。	(1) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、株式会社ワールド ゲートウェイ他5社は設立、 合併等により当連結会計年度 から持分法を適用しておりま す。 また、The CIT Group, Inc.、Heller Financial, Inc. の持分法適用の関連会社 55社他11社は売却等により持 分法適用の範囲から除外して おります。
	(2) 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 日本キャリエール株式 会社 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社は、中間純損 益（持分に見合う額）及び剰 余金（持分に見合う額）から みて、持分法の対象から除い ても中間連結財務諸表に重要 な影響を与えないため、持分 法の対象から除いております。	(2) 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. FIMCO SPC(Cayman) Limited 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社は、中間純損 益（持分に見合う額）及び利 益剰余金（持分に見合う額） 等からみて、持分法の対象か ら除いても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えないた め、持分法の対象から除いて おります。	(2) 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社 主要な会社名 ONKD, Inc. FIMCO SPC(Cayman) Limited 持分法非適用の非連結子会 社及び関連会社は、当期純損 益（持分に見合う額）及び剰 余金（持分に見合う額）から みて、持分法の対象から除い ても連結財務諸表に重要な影 響を与えないため、持分法の 対象から除いております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
3. 連結子会社の（中間） 決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 1社 5月末日 2社 6月末日 235社 7月末日 1社 8月末日 2社 9月末日 65社 12月末日 3社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 1社 6月末日 90社 7月末日 1社 8月末日 1社 9月末日 52社 12月最終 14社 営業日の 前日 12月末日 1社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 6月最終 8社 営業日の 前日 6月末日 1社 10月末日 1社 12月末日 101社 1月末日 1社 2月末日 1社 3月末日 58社
	(2) 4月末日、5月末日及び12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 4月末日、12月末日を中間決算日とする連結子会社ならびに、12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社のうち9社は平成14年6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、その他の12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、平成14年7月に設立し、平成14年9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 平成14年1月に設立した6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、平成14年3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、6月末日及び10月末日を決算日とする連結子会社は、平成13年12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
4. 資本連結手続に関する 事項	(1) 持分プーリング法の適用 株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行（以下「三行」）は、株式移転制度を利用して共同で完全親会社となる株式会社みずほホールディングス（以下「親会社」）を設立いたしました。 この企業結合に関する資本連結手続は「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法を適用しております。持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法であります。	—————	(1) 持分プーリング法の適用 株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行（以下「三行」）は、株式移転制度を利用して共同で完全親会社となる株式会社みずほホールディングス（以下「親会社」）を設立いたしました。 この企業結合に関する資本連結手続は「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法を適用しております。持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法であります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																					
	(2) 企業結合を持分の結合と判定した根拠 今回の企業結合については、以下の点等を総合的に考慮し、リスクと便益が継続的に共有され、取得会社を識別することができないため、持分の結合に該当すると判断いたしました。 ① 三行の議決権付普通株式のほとんどすべてが実質同一内容の親会社の議決権付普通株式と交換され、交換後の株式に重要な制限がないこと。 ② 三行の公正な評価額が著しく異なっていないこと。 統合の新聞報道がなされた日の前日である平成11年8月18日現在の東京証券取引所終値に同日における議決権付普通株式発行済株式総数を乗じることにより算定した三行の時価総額の割合が以下のとおり、著しく異なっていないこと。 <table><tr><td>株式会社 第一勧業 銀行</td><td>株式会社 富士銀行</td><td>株式会社 日本興業 銀行</td></tr><tr><td>1.094</td><td>1.258</td><td>1.000</td></tr></table> (便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。) また、統合比率算定の際に参照した平成11年4月1日から同年8月18日までの終値平均値に基づいて三行の時価総額を算定した場合であっても、その割合が以下のとおり著しく異なっていないこと。 <table><tr><td>株式会社 第一勧業 銀行</td><td>株式会社 富士銀行</td><td>株式会社 日本興業 銀行</td></tr><tr><td>1.078</td><td>1.192</td><td>1.000</td></tr></table>	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.094	1.258	1.000	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.078	1.192	1.000	—————	(2) 企業結合を持分の結合と判定した根拠 今回の企業結合については、以下の点等を総合的に考慮し、リスクと便益が継続的に共有され、取得会社を識別することができないため、持分の結合に該当すると判断いたしました。 ① 三行の議決権付普通株式のほとんどすべてが実質同一内容の親会社の議決権付普通株式と交換され、交換後の株式に重要な制限がないこと。 ② 三行の公正な評価額が著しく異なっていないこと。 統合の新聞報道がなされた日の前日である平成11年8月18日現在の東京証券取引所終値に同日における議決権付普通株式発行済株式総数を乗じることにより算定した三行の時価総額の割合が以下のとおり、著しく異なっていないこと。 <table><tr><td>株式会社 第一勧業 銀行</td><td>株式会社 富士銀行</td><td>株式会社 日本興業 銀行</td></tr><tr><td>1.094</td><td>1.258</td><td>1.000</td></tr></table> (便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。) また、統合比率算定の際に参照した平成11年4月1日から同年8月18日までの終値平均値に基づいて三行の時価総額を算定した場合であっても、その割合が以下のとおり著しく異なっていないこと。 <table><tr><td>株式会社 第一勧業 銀行</td><td>株式会社 富士銀行</td><td>株式会社 日本興業 銀行</td></tr><tr><td>1.078</td><td>1.192</td><td>1.000</td></tr></table>	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.094	1.258	1.000	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.078	1.192	1.000	(2) 企業結合を持分の結合と判定した根拠 今回の企業結合については、以下の点等を総合的に考慮し、リスクと便益が継続的に共有され、取得会社を識別することができないため、持分の結合に該当すると判断いたしました。 ① 三行の議決権付普通株式のほとんどすべてが実質同一内容の親会社の議決権付普通株式と交換され、交換後の株式に重要な制限がないこと。 ② 三行の公正な評価額が著しく異なっていないこと。 統合の新聞報道がなされた日の前日である平成11年8月18日現在の東京証券取引所終値に同日における議決権付普通株式発行済株式総数を乗じることにより算定した三行の時価総額の割合が以下のとおり、著しく異なっていないこと。 <table><tr><td>株式会社 第一勧業 銀行</td><td>株式会社 富士銀行</td><td>株式会社 日本興業 銀行</td></tr><tr><td>1.094</td><td>1.258</td><td>1.000</td></tr></table> (便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。) また、統合比率算定の際に参照した平成11年4月1日から同年8月18日までの終値平均値に基づいて三行の時価総額を算定した場合であっても、その割合が以下のとおり著しく異なっていないこと。 <table><tr><td>株式会社 第一勧業 銀行</td><td>株式会社 富士銀行</td><td>株式会社 日本興業 銀行</td></tr><tr><td>1.078</td><td>1.192</td><td>1.000</td></tr></table>	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.094	1.258	1.000	株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行	1.078	1.192	1.000
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行																																						
1.094	1.258	1.000																																						
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行																																						
1.078	1.192	1.000																																						
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行																																						
1.094	1.258	1.000																																						
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行																																						
1.078	1.192	1.000																																						
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行																																						
1.094	1.258	1.000																																						
株式会社 第一勧業 銀行	株式会社 富士銀行	株式会社 日本興業 銀行																																						
1.078	1.192	1.000																																						
	(便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。)		(便宜的に株式会社日本興業銀行を1.000とする。)																																					

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	③ 三行のいずれも契約等により親会社の重要な財務及び営業又は事業方針の決定を支配する権限を有していないこと。		③ 三行のいずれも契約等により親会社の重要な財務及び営業又は事業方針の決定を支配する権限を有していないこと。
	④ 三行のいずれも親会社の取締役会その他意思決定機関を支配する事実が存在しないこと。		④ 三行のいずれも親会社の取締役会その他意思決定機関を支配する事実が存在しないこと。
5. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価の無いものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価の無いものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

[次へ](#)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 なお、一部の国内銀行連結子会社の建物に含まれる建物附属設備及び構築物については従来定率法を採用しておりましたが、店舗等の建物等の使用価値はその残存期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適切な期間損益を反映すると考えられることから、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ1,525百万円減少しております。 また、当社及び国内連結子会社の電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当中間連結会計期間より主として5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税金等調整前中間純損失はそれぞれ1,302百万円増加しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～65年 動産 2年～20年 なお、一部の国内銀行連結子会社の建物に含まれる建物附属設備及び構築物については従来定率法を採用しておりましたが、店舗等の建物等の使用価値はその残存期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適切な期間損益を反映すると考えられることから、当連結会計年度より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ3,208百万円減少しております。 また、当社及び国内連結子会社の電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当連結会計年度より主として5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ4,451百万円増加しております。
	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 同左	② ソフトウェア 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(5) 債券繰延資産の処理方法 ①債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ②債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	(5) 債券繰延資産の処理方法 ① 同左 ② 同左	(5) 債券繰延資産の処理方法 ① 同左 ② 同左
	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,749,034百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,719,184百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,040,054百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(7) 投資損失引当金の計上基準 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(9) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 数理計算上の差異 発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理 なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異(353,107百万円)については、前連結会計年度の退職給付信託の設定により144,166百万円を一時費用処理した残額について主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(9) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 数理計算上の差異 発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理 なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(9) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生連結会計年度に一時損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(351,378百万円)については、前連結会計年度の退職給付信託の設定により144,166百万円を一時費用処理した残額について主として5年による按分額を費用処理しております。
	(10) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(10) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(10) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(11) 特定債務者支援引当金の計上基準 再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	—————	—————

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金112百万円及び証券取引責任準備金772百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金53百万円及び証券取引責任準備金715百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 同左 (ロ) 証券取引責任準備金 同左	(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金126百万円及び証券取引責任準備金824百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 同左 (ロ) 証券取引責任準備金 同左
	(14) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(15) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっておりますが、一部の海外連結子会社については売買取引に準じた会計処理方法によっております。	(14) リース取引の処理方法 同左	(14) リース取引の処理方法 同左
	(16) 重要なヘッジ会計の方法 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(15) 重要なヘッジ会計の方法 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	(15) 重要なヘッジ会計の方法 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っておりますが、一部の国内リース連結子会社は、デリバティブ取引を用いて、長期固定料率に基づくリース料収入と多数の契約から成り短期変動金利を中心とする資金調達との金利構造のミスマッチに起因して、金融負債から生じるキャッシュ・フロー変動リスクを総体として管理する「負債の包括ヘッジ」も行っております。これは、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められたヘッジ手法であり、会計処理の方法としては繰延ヘッジ会計によっております。なお、この「負債の包括ヘッジ」に利用するデリバティブ取引は、金利スワップ取引等であり、契約額は73,642百万円、時価は△1,428百万円、評価差額は△1,438百万円であります。	また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。	その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。
	(17) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(16) 消費税等の会計処理 同左	(16) 消費税等の会計処理 同左
	(18) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内銀行連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(17) 税効果会計に関する事項 同左	—————

項目	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
6. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

[次へ](#)

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
(金融商品会計) 金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当中間連結会計期間から次のとおり処理しております。 (1) 国内銀行連結子会社の現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、この変更に伴い、「その他資産」中の保管有価証券等並びに「その他負債」中の借入有価証券及び借入商品債券は、それぞれ1,496,896百万円増加しております。また、従来「その他資産」及び「その他負債」に純額で含まれていた現先取引の約定見返勘定は、当中間連結会計期間より計上しておりません。 (2) その他有価証券及びその他の金銭の信託を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、有価証券(譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等を含む)が1,150,811百万円減少する一方、金銭の信託が1,093百万円増加し、その他有価証券評価差額金が△691,702百万円計上されております。 (3) その他有価証券の売買契約の認識基準の変更や未収配当金の見積計上等により、有価証券が319,212百万円、その他資産が8,366百万円、その他負債が319,153百万円それぞれ増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失はそれぞれ27,446百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、「(セグメント情報)」に記載しております。	(金融商品会計) 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金および「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」および「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。 なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は4,637,828百万円、「その他負債」は4,099,757百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。	(金融商品会計) 金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当連結会計年度から次のとおり処理しております。 (1) 国内銀行連結子会社の現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、この変更に伴い、「その他資産」中の保管有価証券等並びに「その他負債」中の借入有価証券及び借入商品債券は、それぞれ17,633百万円増加しております。また、従来「その他資産」及び「その他負債」に純額で含まれていた現先取引の約定見返勘定は、当連結会計年度より計上しておりません。 (2) その他有価証券及びその他の金銭の信託を時価評価すること等により生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、有価証券(譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等を含む)が887,520百万円減少する一方、金銭の信託が376百万円増加し、その他有価証券評価差額金が△558,485百万円計上されております。 (3) その他有価証券の売買契約の認識基準の変更や未収配当金の見積計上により、その他資産が160,095百万円、その他負債が28,246百万円それぞれ増加し、有価証券が95,767百万円、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ36,081百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、「(セグメント情報)」に記載しております。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
(外貨建取引等会計基準) 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は23百万円増加し、その他資産は2,600百万円減少しております。また、その他負債は3,203百万円、為替換算調整勘定は434百万円増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失はそれぞれ6,214百万円増加しております。 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(外貨建取引等会計基準) 国内銀行連結子会社および国内信託銀行連結子会社は従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」および「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。 また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債権元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(外貨建取引等会計基準) 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は49百万円減少し、その他資産は3,563百万円増加しております。また、その他負債は9,086百万円増加し、為替換算調整勘定は7,671百万円減少し、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ2,099百万円減少しております。 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を交換し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。	異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直物フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。	なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。
(中間連結貸借対照表関係) 従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15）により、当中間連結会計期間から「賞与引当金」として表示しております。 なお、この変更により、その他負債が23,554百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。		(連結貸借対照表関係) 従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15）により、当連結会計年度から「賞与引当金」として表示しております。 なお、この変更により、その他負債が21,801百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金20,536百万円及び損害賠償金410百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。 このように国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前連結会計年度が23,537百万円、当連結会計年度が27,170百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益(損失)はそれぞれ同額減少(増加)しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」は、所得を課税標準とする場合に比べ、前連結会計年度においては3,131百万円減少しておりますが、当連結会計年度における影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は154,352百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」が24,522百万円減少するとともに、「再評価差額金」が同額増加し、「その他有価証券評価差額金」は、25,595百万円減少しております。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年4月4日に、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。 このように国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。 上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、4,744百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失が同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は30,238百万円減少しました。また、 「再評価に係る繰延税金負債」が4,521百万円減少するとともに、「再評価差額金」が同額増加し、「その他有価証券評価差額金」が4,760百万円減少しております。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年大阪府条例第77号）（以下改政府条例）が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。また、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、改政府条例附則2の規定により、外形標準課税基準による税額と所得基準による税額のうち、低い額となる所得基準による税額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改政府条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。
	（自己株式及び法定準備金取崩等会計基準） 当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成14年2月21日）を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産および資本に与える影響は軽微であります。 なお、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表の資本の部および中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。	

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
_____	(中間連結貸借対照表関係) 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣政令」(平成14年内閣府令第63号)により改正されたことに伴い、前中間連結会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。 (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により改正されたことに伴い、前中間連結会計期間における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」に含めて記載しております。	(連結貸借対照表) 海外におけるレポ取引等については、従来、それぞれ「コールローン及び買入手形」、「コールマネー及び売渡手形」もしくは「その他資産」、「その他負債」に表示しておりましたが、当連結会計年度より「買現先勘定」及び「売現先勘定」に表示しております。その金額はそれぞれ1,757,014百万円及び3,854,805百万円であります。

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式212,183百万円及び出資金421百万円を含んでおります。 ※2. 消費貸借契約(債券貸借取引及び現金担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,159,733百万円含まれております。また、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計4,310百万円含まれております。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式106,993百万円及び出資金450百万円を含んでおります。 ※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に1,424,261百万円含まれております。 また、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,476百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券および現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,100,906百万円、再貸付に供している有価証券は83,133百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,269,395百万円であります。 なお、これらの有価証券は、従来「その他資産」中の保管有価証券等、「その他負債」中の借入商品債券、借入特定取引有価証券及び借入有価証券で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、注記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」、「その他負債」はそれぞれ5,453,435百万円減少しております。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式114,687百万円及び出資金421百万円を含んでおります。 ※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,053,806百万円含まれております。 また、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,649百万円含まれております。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は586,579百万円、延滞債権額は2,911,883百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は558,004百万円、延滞債権額は2,332,405百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、567百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は639,269百万円、延滞債権額は2,698,586百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、2,459百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は155,598百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,589,946百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,244,009百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は85,758百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,448,692百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,424,860百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、567百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は69,755百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,059,609百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,467,220百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、2,459百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,130,240百万円であります。	※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,192,840百万円であります。	※7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、1,362,913百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 1,564百万円 特定取引資産 2,896,979百万円 有価証券 8,539,576百万円 貸出金 3,044,089百万円 外国為替 5,741百万円 その他資産 1,383,590百万円 動産不動産 114百万円 担保資産に対応する債務 預金 151,236百万円 コールマネー及び売渡手形 4,136,396百万円 売現先勘定 4,659,561百万円 特定取引負債 339,469百万円 借入金 169,501百万円 外国為替 17,135百万円 その他負債 15,060百万円	※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 1,750,805百万円 有価証券 11,468,035百万円 貸出金 5,467,159百万円 動産不動産 247百万円 担保資産に対応する債務 預金 629,955百万円 コールマネー及び売渡手形 5,913,100百万円 売現先勘定 4,642,246百万円 債券貸借取引受入担保金 2,186,697百万円 借入金 607,072百万円 その他負債 45百万円	※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 1,932百万円 特定取引資産 2,344,170百万円 有価証券 7,881,007百万円 貸出金 3,684,370百万円 外国為替 5,189百万円 その他資産 582,926百万円 動産不動産 92百万円 担保資産に対応する債務 預金 474,581百万円 コールマネー及び売渡手形 4,482,500百万円 売現先勘定 2,522,239百万円 特定取引負債 194,273百万円 借入金 524,963百万円 外国為替 14,197百万円 その他負債 44,223百万円
上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として4,694百万円、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金86,200百万円、特定取引資産16,601百万円、有価証券3,226,705百万円、貸出金332,839百万円、その他資産412,971百万円を差し入れております。 また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は188,335百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は35,737百万円、債券借入取引担保金は3,066,912百万円であります。	上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として3,645百万円、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 44,359百万円、特定取引資産 11,403百万円、有価証券2,928,602百万円、貸出金195,192百万円、その他資産26百万円を差し入れております。 非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は151,951百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 59,285百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円であります。	上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として2,642百万円、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金64,198百万円、特定取引資産24,921百万円、有価証券3,014,626百万円、貸出金187,310百万円、その他資産20,169百万円を差し入れております。 また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は158,473百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は51,809百万円、債券借入取引担保金は3,313,727百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は47,667,344百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が41,689,837百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は41,891,518百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が37,245,355百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は49,800,033百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が44,154,039百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,382,930百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,987,695百万円であります。	※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,892,282百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,725,199百万円であります。	※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,771,700百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,357,005百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。	※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。	※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 228,488百万円 なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。
※12. 動産不動産の減価償却累計額 805,437百万円	※12. 動産不動産の減価償却累計額 752,521百万円	※12. 動産不動産の減価償却累計額 801,712百万円
※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,975,019百万円が含まれております。	※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,376,258百万円が含まれております。	※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,728,891百万円が含まれております。
※14. 社債には、劣後特約付社債 3,314,407百万円が含まれております。	※14. 社債には、劣後特約付社債 2,659,843百万円が含まれております。	※14. 社債には、劣後特約付社債 2,790,850百万円が含まれております。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※15. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の判決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴の判決を受けましたが、同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴されております。	※15. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。 また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を偶発損失引当金として計上しております（中間連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照）。	※15. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。 また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,203百万円を偶発損失引当金として計上しております（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照）。
16. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託元本金額は合同運用指定金銭信託703,596百万円、貸付信託2,024,332百万円であります。	16. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は合同運用指定金銭信託934,446百万円、貸付信託1,323,606百万円あります。	16. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は合同運用指定金銭信託787,064百万円、貸付信託1,692,267百万円あります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益288,077百万円、退職給付信託の設定益76,170百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額498,006百万円、貸出金償却434,097百万円、株式等償却207,981百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額20,803百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益35,429百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円、退職給付信託設定益45,769百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却228,596百万円、株式等償却76,331百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額16,487百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益552,834百万円、退職給付信託設定益90,614百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却1,287,267百万円、株式等償却380,288百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益には、退職給付制度改訂に伴う退職給付債務の減少額104,493百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、偶発損失引当金純繰入額131,216百万円、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額41,928百万円を含んでおります。

(中間連結剰余金計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
_____	※1. 資本剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行なったことに伴う1,849,982百万円の減少を含んでおります。 ※2. 利益剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行なったことに伴う896,131百万円の増加を含んでおります。	_____

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)																		
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成13年 9 月30日現在 <table><tr><td>現金預け金勘定</td><td>5,848,953百万円</td></tr><tr><td>中央銀行預け金を除く預け金</td><td>△2,979,702</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>2,869,251</td></tr></table>	現金預け金勘定	5,848,953百万円	中央銀行預け金を除く預け金	△2,979,702	現金及び現金同等物	2,869,251	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年 9 月30日現在 <table><tr><td>現金預け金勘定</td><td>6,326,761百万円</td></tr><tr><td>中央銀行預け金を除く預け金</td><td>△ 900,113</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>5,426,647</td></tr></table>	現金預け金勘定	6,326,761百万円	中央銀行預け金を除く預け金	△ 900,113	現金及び現金同等物	5,426,647	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年 3 月31日現在 <table><tr><td>現金預け金勘定</td><td>11,720,134百万円</td></tr><tr><td>中央銀行預け金を除く預け金</td><td>△1,872,768</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>9,847,366</td></tr></table> 2. 株式の売却により連結子会社から除外したHeller Financial, Inc. の資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。 資産(うち貸出金 2,139,457百万円) 2,695,729百万円 負債(うち借入金 △951,370百万円) △2,356,750百万円 少数株主持分 △207,213百万円 為替換算調整勘定 5,100百万円 その他有価証券評価差額金 △599百万円 株式売却益 225,658百万円 同社株式の売却価額 361,925百万円 同社の現金及び現金同等物 △44,360百万円 差引:同社売却による収入317,564百万円	現金預け金勘定	11,720,134百万円	中央銀行預け金を除く預け金	△1,872,768	現金及び現金同等物	9,847,366
現金預け金勘定	5,848,953百万円																			
中央銀行預け金を除く預け金	△2,979,702																			
現金及び現金同等物	2,869,251																			
現金預け金勘定	6,326,761百万円																			
中央銀行預け金を除く預け金	△ 900,113																			
現金及び現金同等物	5,426,647																			
現金預け金勘定	11,720,134百万円																			
中央銀行預け金を除く預け金	△1,872,768																			
現金及び現金同等物	9,847,366																			

次へ

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																																																																										
1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>62,987</td><td>1,622</td><td>64,609</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>31,194</td><td>934</td><td>32,128</td></tr></table> <table><tr><td>中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td><td>31,792</td><td>688</td><td>32,480</td></tr></table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td></td><td>1年内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td><td>10,337</td><td>33,991</td><td>44,328</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>5,708百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>6,813百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>562百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。		動産	その他	合計	取得価額相当額 (百万円)	62,987	1,622	64,609	減価償却累計額相当額 (百万円)	31,194	934	32,128	中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	31,792	688	32,480		1年内	1年超	合計	未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	10,337	33,991	44,328	支払リース料	5,708百万円	減価償却費相当額	6,813百万円	支払利息相当額	562百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>75,995</td><td>12,080</td><td>88,076</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>36,181</td><td>357</td><td>36,538</td></tr></table> <table><tr><td>中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td><td>39,814</td><td>11,723</td><td>51,538</td></tr></table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td></td><td>1年内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td><td>11,387</td><td>54,245</td><td>65,633</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>6,874百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>7,968百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>617百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。		動産	その他	合計	取得価額相当額 (百万円)	75,995	12,080	88,076	減価償却累計額相当額 (百万円)	36,181	357	36,538	中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	39,814	11,723	51,538		1年内	1年超	合計	未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	11,387	54,245	65,633	支払リース料	6,874百万円	減価償却費相当額	7,968百万円	支払利息相当額	617百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>75,395</td><td>1,964</td><td>77,360</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>39,677</td><td>1,163</td><td>40,840</td></tr></table> <table><tr><td>年度末残高相当額 (百万円)</td><td>35,718</td><td>801</td><td>36,519</td></tr></table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table><tr><td></td><td>1年内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料年度末残高相当額 (百万円)</td><td>12,866</td><td>38,221</td><td>51,088</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>11,746百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>14,473百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,139百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		動産	その他	合計	取得価額相当額 (百万円)	75,395	1,964	77,360	減価償却累計額相当額 (百万円)	39,677	1,163	40,840	年度末残高相当額 (百万円)	35,718	801	36,519		1年内	1年超	合計	未経過リース料年度末残高相当額 (百万円)	12,866	38,221	51,088	支払リース料	11,746百万円	減価償却費相当額	14,473百万円	支払利息相当額	1,139百万円
	動産	その他	合計																																																																																									
取得価額相当額 (百万円)	62,987	1,622	64,609																																																																																									
減価償却累計額相当額 (百万円)	31,194	934	32,128																																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	31,792	688	32,480																																																																																									
	1年内	1年超	合計																																																																																									
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	10,337	33,991	44,328																																																																																									
支払リース料	5,708百万円																																																																																											
減価償却費相当額	6,813百万円																																																																																											
支払利息相当額	562百万円																																																																																											
	動産	その他	合計																																																																																									
取得価額相当額 (百万円)	75,995	12,080	88,076																																																																																									
減価償却累計額相当額 (百万円)	36,181	357	36,538																																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	39,814	11,723	51,538																																																																																									
	1年内	1年超	合計																																																																																									
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	11,387	54,245	65,633																																																																																									
支払リース料	6,874百万円																																																																																											
減価償却費相当額	7,968百万円																																																																																											
支払利息相当額	617百万円																																																																																											
	動産	その他	合計																																																																																									
取得価額相当額 (百万円)	75,395	1,964	77,360																																																																																									
減価償却累計額相当額 (百万円)	39,677	1,163	40,840																																																																																									
年度末残高相当額 (百万円)	35,718	801	36,519																																																																																									
	1年内	1年超	合計																																																																																									
未経過リース料年度末残高相当額 (百万円)	12,866	38,221	51,088																																																																																									
支払リース料	11,746百万円																																																																																											
減価償却費相当額	14,473百万円																																																																																											
支払利息相当額	1,139百万円																																																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)																																																														
(2) 貸手側 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table><tr><td></td><td>動産</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額 (百万円)</td><td>992, 820</td><td>—</td><td>992, 820</td></tr><tr><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>498, 086</td><td>—</td><td>498, 086</td></tr></table> 中間連結会計期間末残高 (百万円) <table><tr><td>494, 733</td><td>—</td><td>494, 733</td></tr></table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>1 年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td><td>177, 359</td><td>351, 488</td><td>528, 847</td></tr></table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table><tr><td>受取リース料</td><td>108, 899百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>96, 275百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>7, 340百万円</td></tr></table> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 <table><tr><td>1 年内</td><td>1 年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料 (百万円)</td><td>13, 086</td><td>78, 503</td><td>91, 589</td></tr></table> (2) 貸手側 <table><tr><td>1 年内</td><td>1 年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料 (百万円)</td><td>1, 519</td><td>2, 052</td><td>3, 571</td></tr></table>		動産	その他	合計	取得価額 (百万円)	992, 820	—	992, 820	減価償却累計額 (百万円)	498, 086	—	498, 086	494, 733	—	494, 733	1 年内	1 年超	合計	未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	177, 359	351, 488	528, 847	受取リース料	108, 899百万円	減価償却費	96, 275百万円	受取利息相当額	7, 340百万円	1 年内	1 年超	合計	未経過リース料 (百万円)	13, 086	78, 503	91, 589	1 年内	1 年超	合計	未経過リース料 (百万円)	1, 519	2, 052	3, 571	(2) 貸手側 該当ありません。 2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 <table><tr><td>1 年内</td><td>1 年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料 (百万円)</td><td>13, 532</td><td>93, 698</td><td>107, 230</td></tr></table> (2) 貸手側 該当ありません。	1 年内	1 年超	合計	未経過リース料 (百万円)	13, 532	93, 698	107, 230	(2) 貸手側 ・リース連結子会社は、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しているため、リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高、未経過リース料年度末残高相当額については、記載しておりません。 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table><tr><td>受取リース料</td><td>216, 786百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>200, 936百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>14, 813百万円</td></tr></table> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 <table><tr><td>1 年内</td><td>1 年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料 (百万円)</td><td>11, 024</td><td>68, 539</td><td>79, 563</td></tr></table> (2) 貸手側 該当ありません。	受取リース料	216, 786百万円	減価償却費	200, 936百万円	受取利息相当額	14, 813百万円	1 年内	1 年超	合計	未経過リース料 (百万円)	11, 024	68, 539	79, 563
	動産	その他	合計																																																													
取得価額 (百万円)	992, 820	—	992, 820																																																													
減価償却累計額 (百万円)	498, 086	—	498, 086																																																													
494, 733	—	494, 733																																																														
1 年内	1 年超	合計																																																														
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)	177, 359	351, 488	528, 847																																																													
受取リース料	108, 899百万円																																																															
減価償却費	96, 275百万円																																																															
受取利息相当額	7, 340百万円																																																															
1 年内	1 年超	合計																																																														
未経過リース料 (百万円)	13, 086	78, 503	91, 589																																																													
1 年内	1 年超	合計																																																														
未経過リース料 (百万円)	1, 519	2, 052	3, 571																																																													
1 年内	1 年超	合計																																																														
未経過リース料 (百万円)	13, 532	93, 698	107, 230																																																													
受取リース料	216, 786百万円																																																															
減価償却費	200, 936百万円																																																															
受取利息相当額	14, 813百万円																																																															
1 年内	1 年超	合計																																																														
未経過リース料 (百万円)	11, 024	68, 539	79, 563																																																													
3. 上記 1. (2)に記載した未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 528, 847百万円のうち、155, 916百万円を担保に提供しております。																																																																

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー等を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

(前中間連結会計期間末)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成13年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）				
	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	7,352,544	6,198,270	△1,154,274	388,253	1,542,528
債券	12,380,163	12,370,069	△10,094	22,900	32,995
国債	11,709,058	11,683,342	△25,716	5,706	31,422
地方債	280,089	288,079	7,989	8,245	255
社債	391,015	398,647	7,631	8,948	1,317
その他	5,393,624	5,407,075	13,450	67,039	53,589
合計	25,126,333	23,975,414	△1,150,918	478,193	1,629,112

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については前中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）（百万円）	320,747
非公募債券等（百万円）	851,551

(当中間連結会計期間末)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）				
	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	5,886,345	5,220,307	△666,038	216,902	882,940
債券	12,886,624	12,912,574	25,949	36,573	10,623
国債	12,450,395	12,466,067	15,671	24,946	9,274
地方債	186,709	195,617	8,907	8,934	27
社債	249,518	250,889	1,370	2,692	1,322
その他	5,343,065	5,456,927	113,861	145,169	31,307
合計	24,116,035	23,589,809	△526,226	398,645	924,871

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は59,651百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）（百万円）	538,493
非公募債券（百万円）	1,000,052

(前連結会計年度末)

1. 売買目的有価証券

種類	前連結会計年度末（平成14年 3 月31日現在）	
	連結貸借対照表計上額（百万円）	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	5,056,575	△2,276

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年 3 月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前連結会計年度末（平成14年 3 月31日現在）				
	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	7,092,274	6,345,683	△746,591	409,547	1,156,139
債券	11,104,080	11,090,554	△13,525	15,484	29,009
国債	10,570,896	10,554,751	△16,144	7,762	23,907
地方債	258,259	262,354	4,095	5,194	1,099
社債	274,924	273,448	△1,475	2,527	4,003
その他	5,034,762	4,907,269	△127,492	34,860	162,353
合計	23,231,117	22,343,508	△887,609	459,892	1,347,502

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については前連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日）

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	前連結会計年度（自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日）		
	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	40,132,379	415,387	120,291

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

		前連結会計年度末（平成14年 3 月31日現在）
その他有価証券		
非上場株式（店頭売買株式を除く）（百万円）		249,969
非公募債券（百万円）		946,344

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額

種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	3,948,107	5,252,103	2,794,599	22,088
国債	3,854,025	4,435,047	2,265,678	—
地方債	8,000	83,539	269,984	10,640
社債	86,081	733,516	258,936	11,447
その他	1,054,129	2,092,251	969,283	1,003,310
合計	5,002,237	7,344,354	3,763,882	1,025,398

（金銭の信託関係）

（前中間連結会計期間末）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成13年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）				
	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の信託	3,620	4,714	1,093	1,093	—

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（当中間連結会計期間末）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成14年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）				
	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の信託	2,109	2,191	81	81	—

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

次へ

(前連結会計年度末)

1. 運用目的の金銭の信託

種類	前連結会計年度末（平成14年 3 月31日現在）	
	連結貸借対照表計上額（百万円）	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	59,110	△1,261

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成14年 3 月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

種類	前連結会計年度末（平成14年 3 月31日現在）				
	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の信託	10,275	10,652	376	376	—

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

(前中間連結会計期間末)

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）
評価差額（百万円）	△1,150,804
その他有価証券（百万円）	△1,151,897
その他の金銭の信託（百万円）	1,093
(+)繰延税金資産（百万円）	444,719
(△)繰延税金負債（百万円）	4,724
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）（百万円）	△710,809
(△)少数株主持分相当額（百万円）	△18,020
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額（百万円）	1,086
その他有価証券評価差額金（百万円）	△691,702

(注) 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(当中間連結会計期間末)

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）
評価差額（百万円）	△526,270
その他有価証券（百万円）	△526,351
その他の金銭の信託（百万円）	81
(+)繰延税金資産（百万円）	21,981
(△)繰延税金負債（百万円）	5,700
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）（百万円）	△509,989
(△)少数株主持分相当額（百万円）	4,599
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額（百万円）	724
その他有価証券評価差額金（百万円）	△513,863

(注) 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(前連結会計年度末)

○その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）
評価差額（百万円）	△888,132
その他有価証券（百万円）	△888,509
その他の金銭の信託（百万円）	376
(+)繰延税金資産（百万円）	331,281
(△)繰延税金負債（百万円）	4,209
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)（百万円）	△561,061
(△)少数株主持分相当額（百万円）	△1,586
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額（百万円）	989
その他有価証券評価差額金（百万円）	△558,485

(注) 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

次へ

(デリバティブ取引関係)

(前中間連結会計期間末)

(1) 金利関連取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	51,126,992	13,947	13,947
	金利オプション	23,864,285	29,879	1,471
店頭	金利先渡し契約	53,639,206	7,220	7,220
	金利スワップ	523,481,249	34,490	34,490
	金利オプション	22,757,424	66,350	15,120
	合計	—	—	72,250

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ	21,106,913	12,204	△17,238

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）		
	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨スワップ	1,013,760	△236	△12,475

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直を行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直を行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）
		契約額等（百万円）
取引所	通貨先物	1,365
店頭	為替予約	47,938,873
	通貨オプション	7,762,618

(3) 株式関連取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	57,884	△124	△124
	株式指数先物オプション	29,959	356	△8
店頭	株式店頭オプション	69,588	△1,149	△1,524
	合計	—	—	△1,657

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	1,881,667	△2,877	△2,877
	債券先物オプション	3,361,832	1,816	135
店頭	債券店頭オプション	292,716	1,404	1,142
	合計	—	—	△1,600

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	商品オプション	80,836	9,343	291
	合計	—	—	291

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 商品はオイル、銅に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年 9 月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	252, 127	174	174
	合計	—	—	174

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(7) ウェザーデリバティブ取引

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成13年 9 月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	2, 650	43	61
	合計	—	—	61

（注） 1． 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2． 取引は降水量等に係るものであります。

[次へ](#)

(当中間連結会計期間末)

(1) 金利関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	45,235,529	66,696	66,696
	金利オプション	27,992,447	22,720	6,077
店頭	金利先渡契約	56,506,701	655	655
	金利スワップ	529,459,149	394,318	394,318
	金利オプション	19,233,937	6,208	5,873
	合計	—	—	473,622

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ	18,113,191	△246,390	△284,824
	その他	137,116	126,894	420
	合計	—	—	△284,403

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3. の取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨スワップ	573,456	608	△8,108

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）
		契約額等（百万円）
店頭	為替予約	33,488,760
	通貨オプション	10,382,849

(3) 株式関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	16,670	△15	△15
	株式指数先物オプション	20,018	205	5
店頭	株式店頭オプション	44,304	2,312	△472
	合計	—	—	△483

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	1,786,152	8,458	8,458
	債券先物オプション	329,629	1,557	220
店頭	債券店頭オプション	120,209	415	0
	合計	—	—	8,678

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	商品オプション	87,347	6,824	1,130
	合計	—	—	1,130

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	439,886	95,177	95,177
	合計	—	—	95,177

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引

区分	種類	当中間連結会計期間末（平成14年9月30日現在）		
		契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ	622	19	7
	合計	—	—	7

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

[次へ](#)

(前連結会計年度末)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
(1) 取引の内容	当グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。 A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡し取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引 C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション E. その他：クレジットデリバティブ、商品先物、商品オプション、ウェザーデリバティブ等
(2) 利用目的	当グループは、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。 なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。
(3) 取引に対する取組方針	当グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。 A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」 お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。 B. 「当グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM: Asset and Liability Management）」 定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。 C. 「トレーディング業務」 適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。
(4) 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。 A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。 B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。 C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は4,171,851百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当社及び連結子会社は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、月次資金調達運営方針の決定、ALMに係る基本政策・資産負債計画・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、中核5社より統合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等及びリミット等の遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次でCEOに、また、定期的及び必要に応じて都度、取締役会及び経営会議等に報告しております。

当グループのトレーディング業務にかかるVAR（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のVARの実績

- ・ 最大値：120億円
- ・ 平均値：97億円

対象期間は平成13年4月1日～平成14年3月31日

(注) VAR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度
(自 平成13年 4 月 1 日
至 平成14年 3 月31日)

(信用リスク相当額)

種類	前連結会計年度末 (平成14年 3 月31日現在)
金利スワップ (百万円)	8,590,445
通貨スワップ (百万円)	1,283,201
先物外国為替取引 (百万円)	1,233,627
金利オプション (買) (百万円)	100,999
通貨オプション (買) (百万円)	291,251
その他の金融派生商品 (百万円)	139,306
一括清算ネットティング契約による信用 リスク相当額削減効果 (百万円)	△7,466,979
合計 (百万円)	4,171,851

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	金利先物				
	売建	7,021,558	2,385,852	3,762	3,762
	買建	3,746,983	2,313,561	1,522	1,522
	金利オプション				
	売建	2,069,407	171,114	7,415	△2,803
	買建	1,929,895	229,219	5,784	1,633
店頭	金利先渡契約				
	売建	30,280,783	7,624,841	31,856	31,856
	買建	29,398,902	7,682,984	△29,168	△29,168
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	259,228,559	161,909,892	7,685,119	7,685,119
	受取変動・支払固定	256,258,811	156,719,785	△7,261,247	△7,261,247
	受取変動・支払変動	15,335,921	10,765,936	△884	△884
	受取固定・支払固定	3,070,125	2,764,976	1,274	1,274
	金利オプション				
	売建	11,340,608	7,866,548	△43,415	△67,579
	買建	10,252,957	7,524,157	84,616	72,765
	合計	—	—	—	436,250

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	通貨スワップ	21,213,205	13,650,730	162,296	49,786
	その他				
	売建	13,956	13,956	△42	△42
	買建	4,331	659	522	522
	合計	—	—	—	50,266

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注4.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. その他はスワップション取引であります。

4. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）		
	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨スワップ	825,902	14,901	△9,790

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）
		契約額等（百万円）
店頭	為替予約	
	売建	14,927,469
	買建	19,822,319
	通貨オプション	
	売建	4,987,169
	買建	4,830,134

[次へ](#)

(3) 株式関連取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	株式指数先物				
	売建	40,892	—	651	651
	買建	44	—	△0	△0
	株式指数先物オプション				
	売建	19,534	—	46	98
	買建	10,225	—	195	72
店頭	株式店頭オプション				
	売建	12,505	1,924	375	△54
	買建	18,031	5,311	1,394	576
	合計	—	—	—	1,343

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物				
	売建	513,612	—	1,993	1,993
	買建	363,057	7,851	△763	△763
	債券先物オプション				
	売建	989,844	52,760	967	△855
	買建	931,012	105,520	1,435	1,012
店頭	債券店頭オプション				
	売建	246,429	502	25	△98
	買建	246,715	—	100	22
	合計	—	—	—	1,312

- （注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	商品オプション				
	売建	39,159	22,088	3,754	△930
	買建	39,159	22,088	3,764	1,259
	合計	—	—	—	329

- （注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウムに係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	68,987	43,999	△577	△577
	買建	429,140	412,493	25,230	25,230
	合計	—	—	—	24,652

- （注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引

区分	種類	前連結会計年度末（平成14年3月31日現在）			
		契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ				
	売建	230	—	0	△0
	買建	230	—	0	0
	合計	—	—	—	—

- （注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,048,264	434,578	163,926	126,944	2,773,713	—	2,773,713
(2) セグメント間の内部経常収益	64,706	89,911	21,451	24,208	200,278	(200,278)	—
計	2,112,970	524,490	185,378	151,152	2,973,991	(200,278)	2,773,713
経常費用	2,480,017	503,767	176,618	163,919	3,324,323	(159,587)	3,164,735
経常利益（△は経常損失）	△367,047	20,722	8,759	△12,767	△350,331	(40,690)	△391,022

当中間連結会計期間（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,380,459	198,375	188,193	42,084	1,809,113	—	1,809,113
(2) セグメント間の内部経常収益	36,543	17,216	9,265	30,595	93,621	(93,621)	—
計	1,417,003	215,591	197,458	72,680	1,902,734	(93,621)	1,809,113
経常費用	1,363,058	175,555	178,927	55,309	1,772,850	(85,969)	1,686,880
経常利益	53,944	40,036	18,531	17,371	129,884	(7,651)	122,232

前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,570,407	1,021,454	354,392	235,929	5,182,183	—	5,182,183
(2) セグメント間の内部経常収益	150,725	164,690	43,540	59,817	418,773	(418,773)	—
計	3,721,132	1,186,144	397,932	295,747	5,600,956	(418,773)	5,182,183
経常費用	5,156,794	1,012,734	381,442	313,293	6,864,264	(332,230)	6,532,033
経常利益（△は経常損失）	△1,435,661	173,409	16,490	△17,545	△1,263,307	(86,542)	△1,349,850

（注） 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 米州には、カナダ・アメリカ等が属しております。欧州には、イギリス等が属しております。アジア・オセアニアには、香港・シンガポール等が属しております。

3. 会計処理基準等の変更

（前中間連結会計期間）

金融商品に係る会計基準

市場価格のある株式の配当金につき、従来発行会社の株主総会や取締役会等において配当金に関する決議があった日の属する会計年度に収益計上していましたが、前中間連結会計期間より各銘柄の公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金額を見積り計上しております。また、前中間連結会計期間より、売買目的以外の有価証券についても売買契約の認識基準を約定基準に変更しております。これらの変更により従来の方法を適用した場合に比べ、日本について経常収益は27,446百万円増加し、経常損失は同額減少しております。

（前連結会計年度）

金融商品に係る会計基準

市場価格のある株式の配当金につき、従来発行会社の株主総会や取締役会等において配当金に関する決議があった日の属する会計年度に収益計上していましたが、前連結会計年度より各銘柄の公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金額を見積り計上しております。また、前連結会計年度より、売買目的以外の有価証券についても売買契約の認識基準を約定基準に変更しております。これらの変更により従来の方法を適用した場合に比べ、日本について経常収益は36,081百万円増加し、経常損失は同額減少しております。

【海外経常収益】

期別	海外経常収益（百万円）	連結経常収益（百万円）	海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）
前中間連結会計期間 （自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日）	725,449	2,773,713	26.15
当中間連結会計期間 （自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）	428,653	1,809,113	23.69
前連結会計年度 （自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）	1,611,776	5,182,183	31.10

（注） 1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	347,158円 69銭	187,411円 97銭	295,093円 14銭
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間(当期)純損失)	円	△28,753円 60銭	4,139円 96銭	△108,003円 27銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	—	3,234円 8銭	—

(注) 1. 前中間連結会計期間および前連結会計年度の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

2. 前中間連結会計期間および前連結会計年度の1株当たり当期純損失および1株当たり中間純損失は、連結当期純損失、連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間および前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載していません。

4. 当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、前中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表および前連結会計年度に係る連結財務諸表において採用していた方法により算定した、当中間連結会計期間の1株当たり情報は次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
1株当たり純資産額	円	187,411円97銭
1株当たり中間純利益	円	4,139円96銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	4,082円80銭

5. 当中間連結会計期間の1株当たり中間純利益および潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
1株当たり中間純利益	円	4,139円96銭
中間純利益	百万円	39,029
普通株主に係る中間純利益	百万円	39,029
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式の期中平均株式数	千株	9,427
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	3,234円 8銭
中間純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	2,640
うち優先株式	千株	2,640
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当無し

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	
1. 連結子会社であるFuji America Holdings, Inc.は、同社が保有するHeller Financial, Inc.の株式をすべて売却いたしました。売却の内容は以下のとおりであります。	
(1) 対象株式	Heller Financial, Inc. 普通株式
(2) 株数	51,050,000株
(3) 売却価額	2,743百万米ドル
(4) 売却益(税引後)	967百万米ドル(平成13年12月期にFuji America Holdings, Inc.にて計上予定)
(5) 売却先	Hawk Acquisition Corp. (General Electric Capital Corporationの100%子会社)
(6) 契約締結日	平成13年7月30日 (米国時間)
(7) 売却完了日	平成13年10月24日 (米国時間)
2. 国内銀行連結子会社の取引先である株式会社青木建設は、平成13年12月6日付で民事再生手続開始の申立てを行いました。平成13年12月21日現在における当社に対する国内銀行連結子会社の債権は105,048百万円ですが、これに係る損失額は現在のところ未確定であります。	

当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	
一部の国内銀行連結子会社の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。同社に対する一部の国内銀行連結子会社の貸出金は9,247百万円でありますが、損失負担額については、現在確定しておりません。	
当社は、平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下の通りであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。	
1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、当社とMHFGが株式交換を行い、当社はMHFGの完全子会社となります。	
2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当社の関係会社の一部が、MHFGの直接子会社ないし関連会社となります。その主なものは以下の通りであります。	
(1) 当社の連結子会社から除外される会社	みずほ信託銀行株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社、第一勧業アセットマネジメント株式会社、富士投信投資顧問株式会社、ユーシーカード株式会社、株式会社富士総合研究所、興銀システム開発株式会社、みずほキャピタル株式会社
(2) 当社の持分法適用関連会社から除外される会社	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社第一勧銀情報システム

前連結会計年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

当社は、平成14年4月1日に、商法の簡易分割制度を活用して、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行より、「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を承継し、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社といたしました。この子会社管理営業分割により、当社は分割会社3行から資産420,000百万円、負債220,000百万円を承継いたしました。また、当社の3行に対する出資の額は200,000百万円減少いたしました。なお、この子会社管理営業分割において、新株発行をしていないため、当社の資本金及び資本準備金の額は変動していません。

また、当社の子会社である第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の3行は、平成14年4月1日に、会社分割及び合併により、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編（以下「本件分割合併」という。）いたしました。

なお、第一勧業銀行はみずほ銀行に、富士銀行はみずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。

本件分割合併において、

- (1) 第一勧業銀行は、吸収分割の方法により、富士銀行から「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、第一勧業銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

(金額単位 百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,482,514	預金	24,360,681
買入金銭債権	372	譲渡性預金	1,049,850
特定取引資産	42,249	特定取引負債	25,641
金銭の信託	690	借入金	1,470
有価証券	5,039,513	外国為替	1,253
貸出金	18,504,006	その他負債	1,209,586
外国為替	58,823	賞与引当金	4,776
その他資産	739,857	退職給付引当金	31,230
動産不動産	455,609	債権売却損失引当金	20,537
繰延税金資産	309,842	特定債務者支援引当金	32,400
支払承諾見返	482,387	支払承諾	482,387
貸倒引当金	△286,434		
投資損失引当金	△97,300		
		負債の部合計	27,219,815
資産の部合計	27,732,133	差引正味財産	512,317

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

前連結会計年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

- (2) 第一勧業銀行は、第一勧業銀行を存続会社とする吸収合併の方法により、株式会社みずほ統合準備銀行から日本興業銀行の「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、第一勧業銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

(金額単位 百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,770,095	預金	808,698
特定取引資産	89,449	譲渡性預金	566,600
金銭の信託	851	債券	6,101,713
有価証券	377,905	特定取引負債	89,915
貸出金	2,855,164	借入金	846
外国為替	7,926	その他負債	398,856
その他資産	52,181	賞与引当金	568
動産不動産	18,691	債権売却損失引当金	1,802
債券繰延資産	4,095	支払承諾	36,109
繰延税金資産	65,737		
支払承諾見返	36,109		
貸倒引当金	△70,075		
投資損失引当金	△92		
		負債の部合計	8,005,112
資産の部合計	8,208,039	差引正味財産	202,926

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

- (3) 富士銀行は、吸収分割の方法により、第一勧業銀行から「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、富士銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

(金額単位 百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	607,542	預金	10,684,813
コールローン	206,573	譲渡性預金	1,573,086
買入金銭債権	40,529	コールマネー	140,361
特定取引資産	340,418	特定取引負債	83,345
金銭の信託	43,442	借入金	2,567
有価証券	3,165,489	外国為替	590,231
貸出金	11,330,954	その他負債	3,255,109
外国為替	631,786	賞与引当金	1,248
その他資産	238,880	退職給付引当金	2,546
動産不動産	8,769	支払承諾	1,229,018
繰延税金資産	346,042		
支払承諾見返	1,229,018		
貸倒引当金	△491,170		
投資損失引当金	△373		
		負債の部合計	17,562,329
資産の部合計	17,697,905	差引正味財産	135,576

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

前連結会計年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

(4) 富士銀行は、富士銀行を存続会社とする吸収合併の方法により、日本興業銀行から「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、富士銀行が承継した資産・負債の内訳は以下の通りであります。

(金額単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,868,974	預金	13,932,364
コールローン	215,604	譲渡性預金	2,715,221
買現先勘定	117,222	債券	9,703,856
買入金銭債権	16,492	コールマネー	1,515,354
特定取引資産	1,862,091	売現先勘定	1,730,554
金銭の信託	6	売渡手形	943,700
有価証券	7,243,221	コマーシャル・ ペーパー	60,000
貸出金	16,342,313	特定取引負債	1,332,322
外国為替	162,892	借入金	1,481,067
その他資産	8,172,966	外国為替	37,582
動産不動産	236,233	その他負債	3,327,330
債券繰延資産	39	賞与引当金	1,370
繰延税金資産	466,067	退職給付引当金	5,767
支払承諾見返	1,428,491	偶発損失引当金	134,203
貸倒引当金	△288,992	再評価に係る繰 延税金負債	54,141
投資損失引当金	△87	支払承諾	1,428,491
		負債の部合計	38,403,327
資産の部合計	38,843,537	差引正味財産	440,209

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券は、評価差額金振戻後の金額を表示しております。

なお、本件分割合併に伴い、資本準備金が1,849,982百万円減少しております。この見合科目の内訳は以下の通りであります。

有価証券の減少	847,166百万円
その他資産の減少	167,298百万円
再評価差額金の減少	111,660百万円
連結剰余金の増加	896,131百万円
為替換算調整勘定の増加	51,045百万円

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		82,654		3,408		46,736	
その他		19,371		1,542		19,908	
流動資産合計		102,025	1.4	4,951	0.1	66,645	0.9
固定資産							
有形固定資産	※1	2,213		2,470		2,630	
無形固定資産		1,071		3,443		3,302	
投資その他の資産		7,359,048		7,617,126		7,392,841	
関係会社株式		6,507,049		6,765,459		6,541,059	
関係会社社債	※2	650,000		650,000		650,000	
関係会社長期貸付金	※2	200,000		200,000		200,000	
その他		1,999		1,667		1,782	
固定資産合計		7,362,333	98.6	7,623,040	99.9	7,398,775	99.1
繰延資産		2,700	0.0	1,929	0.0	2,314	0.0
資産合計		7,467,059	100.0	7,629,920	100.0	7,467,735	100.0

		前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)	※3						
流動負債							
コマーシャル・ペーパー		—		216,000		—	
賞与引当金		—		255		—	
その他		770		2,012		1,255	
流動負債合計		770	0.0	218,268	2.9	1,255	0.0
固定負債							
社債		850,000		850,000		850,000	
退職給付引当金		—		48		—	
その他		—		8		—	
固定負債合計		850,000	11.4	850,057	11.1	850,000	11.4
負債合計		850,770	11.4	1,068,325	14.0	851,255	11.4
(資本の部)							
資本金		2,572,000	34.4	—	—	2,572,000	34.4
資本準備金		3,891,642	52.1	—	—	3,891,642	52.1
利益準備金		4,350	0.1	—	—	4,350	0.1
その他の剰余金							
中間（当期）未処分利益		148,302		—		148,573	
その他の剰余金合計		148,302	2.0	—	—	148,573	2.0
自己株式		△5	△0.0	—	—	△85	△0.0
資本合計		6,616,288	88.6	—	—	6,616,479	88.6
資本金		—	—	2,572,000	33.7	—	—
資本剰余金							
資本準備金		—		3,891,642		—	
資本剰余金合計		—	—	3,891,642	51.0	—	—
利益剰余金							
利益準備金		—		4,350		—	
中間未処分利益		—		93,782		—	
利益剰余金合計		—	—	98,132	1.3	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	△4	△0.0	—	—
自己株式		—	—	△174	△0.0	—	—
資本合計		—	—	6,561,595	86.0	—	—
負債資本合計		7,467,059	100.0	7,629,920	100.0	7,467,735	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)			前事業年度要約損益計算書 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 (%)	金額（百万円）		百分比 (%)	金額（百万円）		百分比 (%)
営業収益			110,346	100.0		11,470	100.0		123,082	100.0
営業費用										
社債利息		4,078			3,917			7,913		
販売費及び一般管理費	※ 1	6,489	10,567	9.6	6,712	10,630	92.7	14,388	22,301	18.1
営業利益			99,778	90.4		839	7.3		100,780	81.9
営業外収益			22	0.0		13	0.1		35	0.0
営業外費用	※ 2		392	0.3		506	4.4		778	0.6
経常利益			99,408	90.1		346	3.0		100,037	81.3
特別利益			—	—		12	0.1		2	0.0
特別損失			—	—		3	0.0		135	0.1
税引前中間（当期）純利益			99,408	90.1		355	3.1		99,905	81.2
法人税、住民税及び事業税		1,067			143			1,319		
法人税等調整額		46	1,114	1.0	17	160	1.4	20	1,340	1.1
中間（当期）純利益			98,294	89.1		194	1.7		98,565	80.1
前期繰越利益			50,007			93,587			50,007	
中間（当期）未処分利益			148,302			93,782			148,573	

次へ

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 3年～20年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 2年～20年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年～38年 器具及び備品 : 3年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	創立費については商法の規定により每期均等額（5年）を償却しております。 なお、中間会計期間においては、年額の1/2を償却しております。	同左	創立費については商法の規定により每期均等額（5年）を償却しております。
4. 引当金の計上基準	_____	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。	_____
5. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準	_____	外貨建資産は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	_____

項目	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理に よっております。	同左	同左
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計 処理は、税抜方式によっており ます。	同左	同左

追加情報

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
前事業年度において流動資産の「その他」に計上していた自己株式（前事業年度末0百万円）は、中間財務諸表等規則の改正により当中間会計期間末においては資本の部の末尾に表示しております。	当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）を適用しております。これによる当中間会計期間の損益への影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	前事業年度において流動資産の「その他」に計上していた自己株式（前事業年度末0百万円）は、財務諸表等規則の改正により当事業年度末においては資本の部の末尾に表示しております。

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	前事業年度末 (平成14年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 466百万円となっております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 818百万円となっております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は 676百万円となっております。
※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸 付金は、他の債務よりも債務の履行 が後順位である旨の特約が付された 劣後特約付社債及び劣後特約付貸付 金であります。	※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸 付金は、他の債務よりも債務の履行 が後順位である旨の特約が付された 劣後特約付社債及び劣後特約付貸付 金であります。	※2. 関係会社社債及び関係会社長期貸 付金は、他の債務よりも債務の履行 が後順位である旨の特約が付された 劣後特約付社債及び劣後特約付貸付 金であります。
※3. 社債は、他の債務よりも債務の履 行が後順位である旨の特約が付され た劣後特約付社債であります。	※3. 社債は、他の債務よりも債務の履 行が後順位である旨の特約が付され た劣後特約付社債であります。	※3. 社債は、他の債務よりも債務の履 行が後順位である旨の特約が付され た劣後特約付社債であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
※1. 減価償却実施額	※1. 減価償却実施額	※1. 減価償却実施額
有形固定資産 169百万円	有形固定資産 247百万円	有形固定資産 391百万円
無形固定資産 49百万円	無形固定資産 334百万円	無形固定資産 111百万円
※2. 営業外費用のうち主要なもの	※2. 営業外費用のうち主要なもの	※2. 営業外費用のうち主要なもの
創立費償却 385百万円	支払利息 120百万円 創立費償却 385百万円	創立費償却 771百万円

次へ

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (車両) 取得価額相当額 3百万円 減価償却累計額相当額 2百万円 中間期末残高相当額 1百万円 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1百万円 1年超 1百万円 合計 1百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 0百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (車両) 取得価額相当額 10百万円 減価償却累計額相当額 2百万円 中間期末残高相当額 8百万円 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 2百万円 1年超 9百万円 合計 11百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (車両) 取得価額相当額 10百万円 減価償却累計額相当額 0百万円 期末残高相当額 10百万円 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 2百万円 1年超 10百万円 合計 13百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 0百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
—————	当社は、平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下の通りであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。 1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ（仮称）」 (以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、当社とMHFGが株式交換を行い、当社はMHFGの完全子会社となります。 2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当社の直接子会社の状況が変動いたします。 (1) MHFGの直接子会社となる会社 みずほ信託銀行株式会社 (2) 株式会社みずほコーポレート銀行の直接子会社となる会社 みずほ証券株式会社	当社は、平成14年4月1日に、商法の簡易分割制度を活用して、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行より、「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を承継し、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社といたしました。この子会社管理営業分割により、当社は分割会社3行から資産420,000百万円、負債220,000百万円を承継いたしました。また、当社の3行に対する出資の額は200,000百万円減少いたしました。なお、この子会社管理営業分割において、新株発行をしていないため、当社の資本金及び資本準備金の額は変動しておりません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---|
| (1) 臨時報告書 | 平成14年4月2日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 |
| (2) 臨時報告書 | 平成14年4月3日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生）に基づく臨時報告書であります。 |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第2期）（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日） | 平成14年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成14年8月16日
関東財務局長に提出。
平成14年6月26日提出の第2期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (5) 発行登録書及びその添付書類 | 平成14年8月21日
関東財務局長に提出。
劣後特約付無担保社債の発行に係る登録書であります。 |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成14年11月20日
関東財務局長に提出。
平成13年6月27日提出の第1期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (7) 半期報告書の訂正報告書 | 平成14年11月20日
関東財務局長に提出。
平成13年12月25日提出の第2期半期報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (8) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成14年11月20日
関東財務局長に提出。
平成14年6月26日提出の第2期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (9) 臨時報告書 | 平成14年12月6日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換）に基づく臨時報告書であります。 |
| (10) 訂正発行登録書 | 平成14年12月20日
関東財務局長に提出。
平成14年8月21日提出上記（5）の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成13年12月21日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 杉田 力之 殿

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 大屋 隆司

代表社員
関与社員 公認会計士 山手 章

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注） 会社は、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、その他有価証券及びその他の金銭の信託のうち時価のあるものの評価の方法について金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これにより中間連結財務諸表を作成している。

以 上

（注） 上記は、当社が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間連結会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 前田 晃伸 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 甲良 好夫
関与社員

代表社員 公認会計士 成澤 和己
関与社員

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成13年12月21日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 杉田 力之 殿

中央青山監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	大屋 隆司
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	山手 章
--------------	-------	------

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	甲良 好夫
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	岩原 淳一
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴木 啓之
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	成澤 和己
--------------	-------	-------

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社みずほホールディングスの平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、当社が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 前田 晃伸 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	甲良 好夫
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	成澤 和己
--------------	-------	-------

関与社員	公認会計士	松村 直季
------	-------	-------

関与社員	公認会計士	江見 睦生
------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社みずほホールディングスの平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。